

經濟上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の説明書

外  
務  
省

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則（第一章）	一
2	物品の貿易（第二章）	二
3	原産地規則及び原産地手続（第三章）	六
4	税関に係る事項及び貿易円滑化（第四章）	八
5	貿易上の救済（第五章）	九
6	衛生植物検疫措置（第六章）	一〇
7	貿易の技術的障害（第七章）	一二
8	サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引（第八章）	一三
9	資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置（第九章）	一一
10	政府調達（第十章）	一一
11	競争政策（第十一章）	一一
12	補助金（第十二章）	一三
13	国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業（第十三章）	一四
14	知的財産（第十四章）	一五
15	企業統治（第十五章）	三〇

16	貿易及び持続可能な開発（第十六章）	三一
17	透明性（第十七章）	三三
18	規制に関する良い慣行及び規制に関する協力（第十八章）	三四
19	農業分野における協力（第十九章）	三五
20	中小企業（第二十章）	三六
21	紛争解決（第二十一章）	三六
22	制度に関する規定（第二十二章）	三九
23	最終規定（第二十三章）	三九
24	附属書	四〇
三	協定の実施のための国内措置	六六

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

平成二十五年（二十十三年）三月、我が国と欧州連合との間で、経済連携協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致し、同年四月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成三十年（二十八年）七月十七日に東京において、我が方安倍内閣総理大臣と先方トゥスク欧州理事会議長及びユンカー欧州委員会委員長との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

この協定の締結によって、我が国と欧州連合との間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、また、幅広い分野において互恵的な経済連携が構築されることを通じ、両国経済が一段と活性化し、及び両国関係全般が一層緊密化することが期待される。

## 二 協定の内容

この協定は、前文、本文四百二十四箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っている。それらの概要は、次のとおりである。

### 1 総則（第一章）

- (ア) 協定の目的について定める（第一・一条）。
- (イ) 協定における用語の一般的定義について定める（第一・二条）。
- (ウ) 協定の地理的適用範囲について定める（第一・三条）。
- (エ) 協定の規定は、当該規定を実施するために適用することが必要な場合に限り、租税に係る課税措置について適用すること等を定める（第一・四条）。
- (オ) 安全保障のための例外について定める（第一・五条）。
- (カ) 協定における秘密の情報の取扱いについて定める（第一・六条）。
- (キ) 各締約国は、協定に基づく義務を履行するために権限を委任された者又は団体が、その委任された権限の行使に当たり自国

の義務に従って活動することを確保すること等を定める（第一・七条）。

(ク) 協定において締約国の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、その改正を含むものとすることを定める（第一・八条）。

(ク) 協定と他の協定との関係について定める（第一・九条）。

## 2 物品の貿易（第二章）

### (一) 一般規定（第A節）

(ア) 第二章の規定の目的について定める（第二・一条）。

(イ) 第二章の規定の適用範囲について定める（第二・二条）。

(ウ) 第二章における用語の定義について定める（第二・三条）。

(エ) 第二章における関税の定義について定める（第二・四条）。

(オ) 一方の締約国の原産品とされる農産品は、農業協定の下でとられる特別セーフガード措置に基づき他方の締約国により課される税の対象とならないこと等を定める（第二・五条）。

### (二) 内国民待遇及び物品の市場アクセス（第B節）

(ア) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとすること等を定める（第二・六条）。

(イ) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること等を定める（第二・七条）。

(ウ) 一方の締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書二―Aの規定に従って、他方の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃すること等を定める（第二・八条）。

(エ) 一方の締約国は、自国の関税領域から他方の締約国の関税領域に修理又は変更のために一時輸出された後に自国の関税領域に再輸入される産品について、その原産地のいかにかわらず、関税を課してはならないこと等を定める（第二・九条）。

(オ) 各締約国は、一部の産品について、自国の法令に従って自国の関税領域への一時免税輸入を認めること等について定める

(第二・十条)。

- (カ) 世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税額の決定について準用することを定める(第二・十一条)。
- (キ) 一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される産品に課される租税、手数料その他あらゆる種類の課徴金又は他方の締約国に輸出される産品についての内国税その他課徴金を採用し、又は維持してはならないこと等を定める(第二・十二条)。
- (ク) 一方の締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国の原産品について、附属書二―Aの規定に従って適用される税率より関税を引き上げてはならないこと等を定める(第二・十三条)。
- (ケ) 両締約国は、二千十五年十二月十九日のWTOの輸出競争に関する閣僚決定において表明された約束であつて、輸出補助金及びこれと同等の効果を有する輸出措置に関し当該閣僚決定に規定するところにより最大限の抑制を行うものを確認すること等を定める(第二・十四条)。
- (コ) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく場合を除くほか、他方の締約国の産品の輸入についての関税以外の禁止若しくは制限又は他方の締約国の関税領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売についての関税以外の禁止若しくは制限を採用し、又は維持してはならないこと等を定める(第二・十五条)。
- (カ) 各締約国は、千九百九十四年のガット第八条の規定に従い、自国が輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課する全ての手数料及び課徴金が、提供された役務の費用の概算額を限度とし、かつ、国内産品への間接的な保護又は輸入に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保すること等を定める(第二・十六条)。
- (シ) 各締約国は、輸入許可手続に関する協定第一条1から9まで及び第三条の規定に従つて、輸出許可手続を採用し、又は維持すること等を定める(第二・十七条)。
- (ス) 各締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、再製造品を新品として扱うことを定めること等を定める(第二・十八条)。
- (セ) 両締約国は、協定の効力発生の日から十年後に又は締約国の要請があつた場合には、産品に対する非関税措置から生ずる問

題が協定の枠内で効果的に対処され得るかどうかについて評価し、当該措置に関する相互に関心を有する既存の約束の適用範囲を拡大すること等を検討するために協議を開始することを定めるとともに、両締約国は、当該協議に基づき、相互に関心を有する交渉を開始することに合意することができること等を定める(第二・十九条)。

(ウ) 協定のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならないこと、当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に定める条件に従うものとすること等を定める(第二・二十条)。

(ク) 締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、自国の法令において規定する食品、農産品及び水産品以外の製品について、原産国の義務的な表示に関する要件を適用するときは、欧州連合については「Made in Japan」の表示又は輸入国の現地の言語によるこれに類する表示を、日本国については「Made in EU」の表示又は日本語によるこれに類する表示を、当該要件を満たしているものとして受け入れること等を定める(第二・二十一条)。

(コ) 第二章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成すこと等を定める(第二・二十二条)。

### (三) ぶどう酒産品の輸出の促進(第C節)

(ア) 第C節の規定の適用範囲について定める(第二・二十三条)。

(イ) 第C節の規定の一般原則について定める(第二・二十四条)。

(ウ) 欧州連合は、協定の効力発生の日から、欧州連合において人が消費するためのぶどう酒産品であつて、日本国を原産とし、かつ、附属書二一E第二編第A節等の規定に従つて生産されるものの輸入及び販売を承認すること、日本国は、協定の効力発生の日から、日本国において人が消費するためのぶどう酒産品であつて、欧州連合を原産とし、かつ、附属書二一E第一編第A節等の規定に従つて生産されるものの輸入及び販売を承認すること等を定める(第二・二十五条)。

(エ) 欧州連合は、附属書二一E第二編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとること、日本国は、附属書二一E第一編第C節に掲げる醸造法を承認するため迅速に必要な手段をとること等を定める(第二・二十六条)。

- (オ) 欧州連合は、附属書二―E第二編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとること、日本国は、附属書二―E第一編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとること等を定める（第二・二十七条）。
  - (カ) 日本国の法令の範囲内で認証された証明書（日本国の権限のある当局によって承認された生産者が作成する自己証明書を含む。）は、日本国を原産とするぶどう酒製品の欧州連合における輸入及び販売のための要件が満たされた証拠となる文書として十分なものと認められること等を定める（第二・二十八条）。
  - (キ) 両締約国は、協定の効力発生の日の後二年間は、定期的にかつ少なくとも年一回、第二・二十六条の規定の実施について検討すること、協定の効力発生の日の後三年以内に第二・二十七条の規定の実施について検討することを定める（第二・二十九条）。
  - (ク) 締約国は、第二・二十五条から第二・二十八条までの規定の対象となる事項について、第C節において又は協定の署名の日に施行されている自国の法令において規定する条件よりも不利な条件を課してはならないこと等を定める（第二・三十条）。
  - (ケ) 合同委員会は、第二十三・二条3の規定に従い、附属書二―Eを改正する決定を採択することができることを定める（第二・三十一条）。
- (四) 他の規定（第D節）
- (ア) 両締約国は、協定の効力発生の日の後十年間、入手可能な最新の暦年についての輸入統計を毎年交換すること等を定める（第二・三十二条）。
  - (イ) 両締約国は、特定の製品についての協定に基づく関税上の特恵待遇に関連する自国の関税法令に対する組織的な違反が行われたこと及び他方の締約国が当該組織的な違反に関し、協力を組織的かつ不当に拒否し、又は実施しなかったことを認定した場合には、当該組織的な違反に関連する製品について協定に基づく関税上の特恵待遇を一時的に停止することができることを定める（第二・三十三条）。
  - (ウ) 物品の貿易に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める（第二・三十四条）。
  - (エ) ぶどう酒に関する作業部会の責任及びその任務等について定める（第二・三十五条）。

### 3 原産地規則及び原産地手続（第三章）

#### （一）原産地規則（第A節）

- （ア） 第三章における用語の定義について定める（第三・一条）。
- （イ） 協定における原産品の要件等について定める（第三・二条）。
- （ウ） 締約国において完全に得られる産品について定める（第三・三条）。
- （エ） 十分な変更とはみなされない作業又は加工について定める（第三・四条）。
- （オ） 一方の締約国の原産品とされる産品は、他方の締約国において他の産品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなすこと等について定める（第三・五条）。
- （カ） 産品の生産において使用される非原産材料が附属書三―Bに定める要件を満たさない場合において、一定の条件の下で、当該産品を締約国の原産品とみなすこと等について定める（第三・六条）。
- （キ） 原産品としての資格の単位について定める（第三・七条）。
- （ク） 原産材料である代替性のある材料及び非原産材料である代替性のある材料については、その原産品としての資格を維持するため、保管の期間において、物理的に分離すること等について定める（第三・八条）。
- （ケ） 産品のセットが原産品として認められる条件について定める（第三・九条）。
- （コ） 輸入締約国において国内使用のために申告される原産品については、輸出の後、かつ、国内使用のために申告される前に、変更してはならないこと等を定める（第三・十条）。
- （サ） 締約国から第三国に輸出された原産品が当該締約国に返送された場合の取扱いについて定める（第三・十一条）。
- （シ） 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の取扱いについて定める（第三・十二条）。
- （ス） 産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり原産品としての資格を決定する必要がある要素について定める（第三・十三条）。
- （セ） 輸送用のこん包材料及びこん包容器については、産品の原産品としての資格を決定するに当たって考慮しないことを定める

(第三・十四条)。

(V) 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器の取扱いについて定める(第三・十五条)。

(二) 原産地手続(第B節)

(ア) 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特惠待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特惠待遇を与えること等を定める(第三・十六条)。

(イ) 原産地に関する申告について定める(第三・十七条)。

(ウ) 原産品に関する輸入者の知識について定める(第三・十八条)。

(エ) 関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者による記録の保管に関する義務等について定める(第三・十九条)。

(オ) 私人である者から私人である者に対して小包として送付される産品又は旅行者の手荷物の一部を構成する産品は、原産品として認められること等を定める(第三・二十条)。

(カ) 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又は第三章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第三・十六条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法に基づく確認を行うことができること等を定める(第三・二十一条)。

(キ) 両締約国の税関当局による運用上の協力について定める(第三・二十二条)。

(ク) 不正行為の防止に関する両締約国間の相互支援について定める(第三・二十三条)。

(ケ) 輸入締約国の税関当局が関税上の特惠待遇を与えないことができる場合等について定める(第三・二十四条)。

(コ) 第三章の規定に従って入手した情報の秘密の保持等について定める(第三・二十五条)。

(ク) 各締約国は、産品について関税上の特惠待遇を得るために提供された文書であつて不正確な情報を含むものを作成し、又は作成させた者に対し、自国の法令に従つて行政上の措置をとり、及び適当な場合には制裁を科することを定める(第三・二十六条)。

(三) 雑則(第C節)

- (ア) セウタ及びメリリヤへの第三章の規定の適用について定める（第三・二十七条）。
- (イ) 原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会の責任及びその任務について定める（第三・二十八条）。
- (ウ) 輸送中の産品又は蔵置されている産品についての経過規定について定める（第三・二十九条）。
- 4 税関に係る事項及び貿易円滑化（第四章）

- (ア) 第四章の規定の目的について定める（第四・一条）。
- (イ) 第四章の規定の適用範囲について定める（第四・二条）。
- (ウ) 各締約国は、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令並びに貿易に関連する一般的な行政上の手続及び一般に利用される関連情報を、簡単に利用可能な方法により、公表すること及び利害関係を有する者が容易に入手することができることを確保すること等を定める（第四・三条）。
- (エ) 各締約国は、予見可能であり、一貫性及び透明性があり、並びに差別的でない方法で自国の関税法令その他の貿易に関連する法令を適用すること等を定める（第四・四条）。
- (オ) 各締約国は、自国の法令の遵守を確保するために必要な期間内に物品の速やかな引取りを認めることについて定めること等を含む税関手続を採用し、又は維持することを定める（第四・五条）。
- (カ) 各締約国は、貿易業者又は事業者に係る税関手続の時間及び費用を減少させるため、自国の税関手続に係る要件及び手続の簡素化に向けて努力すること等を定める（第四・六条）。
- (キ) 各締約国は、自国の税関当局を通じて、関係する物品に与えられる待遇を定める事前の教示を行うこと等を定める（第四・七条）。
- (ク) 各締約国は、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局による行政上の決定の対象となる全ての者に対し、異議を申し立て、又は審査を請求する権利を保障すること等を定める（第四・八条）。
- (ケ) 各締約国は、危険度に応じた管理手法の制度であって、自国の税関当局が危険度の高い貨物の検査活動に集中することができるようにし、及び危険度の低い貨物の引取りを迅速にするものを採用し、又は維持すること等を定める（第四・九条）。

- (コ) 各締約国は、物品の引取りを迅速に行うため、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持すること等を定める（第四・十条）。
- (ク) 一方の締約国は、適切な管理を維持しつつ、自国の関税領域を通過し、又は当該関税領域において積み替えられる他方の締約国からの又は他方の締約国への物品の移動を円滑にするための手続を採用し、又は維持することを定める（第四・十一条）。
- (ク) 両締約国の税関当局は、第一・六条の規定にかかわらず、税関相互支援協定に従って、第四章に規定する事項について、協力をを行い、及び相互行政支援を提供すること等を定める（第四・十二条）。
- (ケ) 一方の締約国は、第二・十条に規定する産品の一時輸入のため及びその原産地のいかにかわらず、一時輸入に関する国際協定に定める手続であつて自国が適用するものに従い、他方の締約国において発給された物品の一時輸入のための通関手帳を受け入れることを定める（第四・十三条）。
- (ケ) 原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める（第四・十四条）。

## 5 貿易上の救済（第五章）

- (一) 一般規定（第A節）
  - (ア) 第五章における用語の定義について定める（第五・一条）。
- (二) 二国間セーフガード措置（第B節）
  - (ア) 締約国は、一定の要件を満たす場合には、二国間セーフガード措置をとることができること等を定める（第五・二条）。
  - (イ) 二国間セーフガード措置をとるに当たつての条件及び制限について定める（第五・三条）。
  - (ウ) 二国間セーフガード措置をとるに当たつての調査について定める（第五・四条）。
  - (エ) 二国間セーフガード措置をとるに当たつての通報について定める（第五・五条）。
  - (オ) 二国間セーフガード措置をとるに当たつての協議及び当該措置に係る補償について定める（第五・六条）。
  - (カ) 暫定的な二国間セーフガード措置について定める（第五・七条）。
  - (キ) 第B節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行うことを定める（第五・八条）。

## (三) 世界向けのセーフガード措置（第C節）

(ア) 第五章のいかなる規定も、一方の締約国が千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではないこと等を定める（第五・九条）。

(イ) 締約国は、同一の産品に対し、第B節に規定する二国間セーフガード措置、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく措置並びに附属書二―A第三編第C節に定めるセーフガード措置を同時にとり、又は維持してはならないことを定める（第五・十条）。

## (四) ダンピング防止措置及び相殺措置（第D節）

(ア) 両締約国は、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく権利及び義務を維持すること等を定める（第五・十一条）。

(イ) ダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行うに当たつての透明性等について定める（第五・十二条）。

(ウ) ダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行うに当たつての関係者及び団体からの見解の聴取について定める（第五・十三条）。

(エ) 輸入締約国は、ダンピング防止のための調査を行うに当たり、輸出締約国に対して事前通報を行うことを定める（第五・十四条）。

## 6 衛生植物検疫措置（第六章）

(ア) 第六章の規定の目的について定める（第六・一条）。

(イ) 第六章の規定の適用範囲について定める（第六・二条）。

(ウ) 第六章における用語の定義について定める（第六・三条）。

(エ) 両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を確認すること等を定める（第六・四条）。

(オ) 第六章の規定の実施のための権限のある当局及び連絡部局について定める（第六・五条）。

- (カ) 両締約国は、自国の衛生植物検疫措置が衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定等による危険性の評価に基づいていることを確保することを定める（第六・六条）。
- (キ) 輸入締約国は、適切な保護の水準を達成するため、必要な場合には両締約国間の協議に従い、及び当該協議を考慮しつつ、輸入条件を定めること等を定める（第六・七条）。
- (ク) 両締約国は、輸出締約国の検査及び認証に関する制度の全部又は一部についての監査並びに輸出締約国の検査及び認証に関する制度に従って行われる管理の結果についての監査を実施するため相互に支援すること等を定める（第六・八条）。
- (ケ) 輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国により求められる場合には、輸入締約国の輸入条件を遵守する施設及び設備の一覧表を作成し、常時最新のものとし、及び輸入締約国に送付することを確保すること等を定める（第六・九条）。
- (コ) 両締約国は、動物、動物性生産品及び動物性副産物に関し、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約及び水生動物衛生規約に定める区域及び区画の制度を認識すること等を定める（第六・十条）。
- (チ) 各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第七条等の規定に従って、衛生植物検疫措置等について透明性を確保すること、他方の締約国からの妥当な要請に応じて自国の衛生植物検疫措置及びその適用に関する情報を提供すること等を定める（第六・十一条）。
- (シ) 一方の締約国は、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康又は他方の締約国が提案し、若しくは実施する措置に関して重大な懸念を有する場合には、技術的協議を要請することができること等を定める（第六・十二条）。
- (ス) 各締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を採用することができること等を定める（第六・十三条）。
- (セ) 輸入締約国は、輸出締約国の衛生植物検疫措置が輸入締約国の適切な保護の水準を達成していることを輸出締約国が輸入締約国に対して客観的に証明する場合には、輸出締約国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認めること等を定める（第六・十四条）。
- (リ) 衛生植物検疫措置に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める（第六・十五条）。

(ク) 第六・六条、第六・七条4(b)から(d)まで並びに第六・十四条1及び2の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならないこと等を定める(第六・十六条)。

#### 7 貿易の技術的障害(第七章)

- (ア) 第七章の規定の目的について定める(第七・一条)。
- (イ) 第七章の規定の適用範囲について定める(第七・二条)。
- (ウ) 貿易の技術的障害に関する協定の一部の規定は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成すこと等について定める(第七・三条)。
- (エ) 第七章における用語の定義について定める(第七・四条)。
- (オ) 各締約国は、強制規格を作成するに当たり強制規格案の代替手段であつて利用可能なものを評価すること、制定された強制規格について適当な間隔で見直すこと等を定める(第七・五条)。
- (カ) 国際標準化機構等の国際機関等が発表した規格は、WTOの貿易の技術的障害に関する委員会による決定に定める原則及び手続が遵守されたことを条件として、第七章等に定める関連する国際規格とみなすこと等を定める(第七・六条)。
- (キ) 両締約国は、自国の領域内の地域標準化機関又は国内標準化機関が、貿易の技術的障害に関する協定附属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準を受け入れ、かつ、遵守することを確保する義務を確認すること等を定める(第七・七条)。
- (ク) 各締約国は、適合性評価手続が、強制規格又は任意規格に産品が適合しているとの十分な確信を輸入締約国に与えるために必要な範囲を超えて嚴重なものでなく、又は嚴重に適用されないことを確保すること等を定める(第七・八条)。
- (ケ) 各締約国は、貿易に著しい影響を及ぼす可能性がある強制規格又は適合性評価手続を作成するに当たり、自国の法令に従い、公衆が利用可能な協議手続を実施し、並びに当該協議手続の結果及び既存の影響評価を公に入手可能なものとする(第七・九条)。
- (コ) 各締約国は、販売の監視及び執行活動に関する情報を交換し、販売の監視を行う当局と管理又は監督の対象となる関係者と

の間に利益相反がないことを確保すること等を定める（第七・十條）。

(中) 両締約国は、強制規格の形式で証券又はラベル等による表示の要件を作成する場合には、国際貿易への不必要な障害をもたらすことを目的として又は当該障害をもたらす結果となるように当該要件を立案し、制定し、又は適用しないこと等を確保すること等を定める（第七・十一條）。

(シ) 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における協力を強化すること等を定める（第七・十二條）。

(ス) 貿易の技術的障害に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める（第七・十三條）。

(セ) 第七章の規定を実施するための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通報並びにその任務について定める（第七・十四條）。

## 8 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引（第八章）

### (一) 一般規定（第A節）

(ア) 第八章の規定の適用範囲について定める（第八・一條）。

(イ) 第八章における用語の定義について定める（第八・二條）。

(ウ) 第B節から第F節までの規定に関する一般的例外について定める（第八・三條）。

(エ) サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める（第八・四條）。

(オ) 第八章の規定の見直しについて定める（第八・五條）。

### (二) 投資の自由化（第B節）

(ア) 第B節の規定の適用範囲について定める（第八・六條）。

(イ) 一方の締約国は、他方の締約国の企業家又は対象企業による設立又は運営を通じた市場アクセスに関し、企業の数の制限、

取引総額又は資産総額の制限等を課する措置等を維持し、又は採用してはならないこと等を定める（第八・七條）。

(ウ) 一方の締約国は、自国の領域における設立及び運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇を与えること等を定める（第八・八條）。

- (エ) 一方の締約国は、自国の領域における設立及び運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、最恵国待遇を与えること等を定める（第八・九条）。
  - (オ) 締約国は、対象企業に対し、特定の国籍を有する個人を役員、理事又は取締役任命することを要求してはならないことを定める（第八・十条）。
  - (カ) 締約国は、自国の領域におけるいかなる企業の設立又は運営に関しても、現地調達、技術移転、ライセンス契約における費用に係る一定の水準を下回る率又は額等の採用等の特定措置の履行要求を課してはならず、又は強制してはならないことを定める（第八・十一条）。
  - (キ) 第八・七条から第八・十一条までの規定は、附属書Ⅷ―B附属書Ⅰの締約国の表に記載する措置及び附属書Ⅷ―B附属書Ⅱの締約国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する当該締約国による措置については、適用しないこと等を定める（第八・十二条）。
  - (ク) 一方の締約国は、他方の締約国の企業家であつて他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法人が所有し、又は支配している場合において、一方の締約国が当該第三国に関する一定の措置を採用し、又は維持するときは、当該企業家及びその対象企業に対し、第B節の規定による利益を否認することができることを定める（第八・十三条）。
- (三) 国境を越えるサービスの貿易（第C節）
- (ア) 第C節の規定の適用範囲について定める（第八・十四条）。
  - (イ) 締約国は、サービス提供者の数の制限、サービスの取引総額又は資産総額の制限等を課する措置等を維持し、又は採用してはならないことを定める（第八・十五条）。
  - (ウ) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与えること等を定める（第八・十六条）。
  - (エ) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、最恵国待遇を与えること等を定める（第八・十七条）。

(オ) 第八・十五条から第八・十七条までの規定は、附属書八―B 附属書 I の締約国の表に記載する措置及び附属書八―B 附属書 II の締約国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する当該締約国による措置については、適用しないことを定める（第八・十八条）。

(カ) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法人が所有し、又は支配している場合において、一方の締約国が当該第三国に関する一定の措置を採用し、又は維持するときは、当該サービス提供者及び当該サービス提供者が提供するサービスに対し、第 C 節の規定による利益を否認することができることを定める（第八・十九条）。

(四) 自然人の入国及び一時的な滞在（第 D 節）

(ア) 第 D 節の規定の適用範囲等について定める（第八・二十条）。

(イ) 第 D 節における用語の定義について定める（第八・二十一条）。

(ウ) 一方の締約国は、第 D 節並びに附属書八―B 附属書 III 及び附属書 IV に定めるところにより、他方の締約国の商用目的の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等を定める（第八・二十二条）。

(エ) 一方の締約国は、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に関する情報を公に利用可能なものとするなど等を定める（第八・二十三条）。

(オ) 協定は、第 D 節に明示的に規定する場合を除くほか、締約国に対し、その出入国管理に関する措置についていかなる義務も課するものではないこと等を定める（第八・二十四条）。

(カ) 一方の締約国は、附属書八―B 附属書 III に定めるところにより、他方の締約国の設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者及び投資家に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等を定める（第八・二十五条）。

(キ) 一方の締約国は、附属書八―B 附属書 IV に定めるところにより、他方の締約国の契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等を定める（第八・二十六条）。

(ク) 一方の締約国は、附属書八―B 附属書 III に定めるところにより、他方の締約国の短期の商用訪問者に対し、入国及び一時的

な滞在を許可すること等を定める（第八・二十七条）。

(ク) 第D節の規定を効果的に実施し、及び運用するための連絡部局の指定並びにその連絡先の詳細の通報について定める（第八・二十八条）。

(五) 規制の枠組み（第E節）

(1) 国内規制（第一款）

(ア) 第一款の規定の適用範囲及び用語の定義について定める（第八・二十九条）。

(イ) 各締約国の免許要件及び免許の審査に係る手続並びに資格要件及び資格の審査に係る手続に関連する措置の基準について定める（第八・三十条）。

(ウ) 免許及び資格の審査に係る手続について定める（第八・三十一条）。

(エ) 技術上の基準について定める（第八・三十二条）。

(2) 一般に適用される規定（第二款）

(ア) 各締約国は、一般に適用される全ての措置であつて、サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保すること等を定める（第八・三十三条）。

(イ) 行政上の決定に関する審査手続について定める（第八・三十四条）。

(ウ) 各締約国は、自国の領域内の関係する専門機関に対し、特に自由職業サービスの分野において、許可、免許、運営及び資格証明に係る自国の適用する基準の全部又は一部を企業家及びサービス提供者が満たすことを目的とする相互承認に関する共同勧告を専門委員会に提出するよう奨励すること等を定める（第八・三十五条）。

(3) 郵便及びクーリエ・サービス（第三款）

(ア) 第三款の規定の適用範囲及び用語の定義について定める（第八・三十六条）。

(イ) 各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有すること等を定める（第八・三十七条）。

- (ウ) 各締約国は、国境手続に関し、国際クーリエ・サービスに対して、国際郵便サービスに与える待遇よりも不利な待遇を不当に与えてはならないこと等を定める（第八・三十八条）。
- (エ) 締約国は、免許を要求する場合には、一定の事項を公に利用可能なものとする等々を定める（第八・三十九条）。
- (オ) 規制機関の独立性について定める（第八・四十条）。
- (4) 電気通信サービス（第四款）
  - (ア) 第四款の規定の適用範囲について定める（第八・四十一条）。
  - (イ) 第四款における用語の定義について定める（第八・四十二条）。
  - (ウ) 両締約国は、各締約国が第四款の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができること、この点に関し、直接的な規制を行うか、又は市場の力の役割に委ねることができること等を定める（第八・四十三条）。
  - (エ) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、合理的な、差別的でない及び不利でない条件で公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用が認められることを確保すること等を定める（第八・四十四条）。
  - (オ) 各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、適時に、かつ、合理的な条件で、移動端末サービス等について、番号ポータビリティを提供することを確保すること等を定める（第八・四十五条）。
  - (カ) 締約国は、公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対してその公衆電気通信の伝送サービスを再販売のために提供することを要求する場合には、当該提供者が、当該公衆電気通信の伝送サービスの再販売に対し、不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保すること等を定める（第八・四十六条）。
  - (キ) 両締約国は、ネットワークの設備の利用を可能とすること及び相互接続が原則として関係する公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間の商業的な交渉に基づいて合意されるべきであることを認識すること等を定める（第八・四十七条）。
- (ク) 各締約国は、提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続するこ

- とを防止するために適当な措置を採用し、又は維持すること等を定める（第八・四十八条）。
- (ケ) 各締約国は、自国の規制当局が電気通信サービス、電気通信網又は電気通信網用の機器のいずれの提供者とも法的に別個であり、及び当該いずれの提供者からも機能的に独立していることを確保すること等を定める（第八・四十九条）。
- (コ) 各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有すること等を定める（第八・五十条）。
- (カ) 各締約国は、自国の規制当局による事前の明示的な決定を要求することなく、簡易な届出又は登録により電気通信網又は電気通信サービスの提供を承認すること等を定める（第八・五十一条）。
- (キ) 各締約国は、周波数等の電気通信に関連する希少な資源の分配及び利用に係る手続を開かれた、客観的な、透明性のある、差別的でない及び不当な負担とならない態様で適時に実施すること等を定める（第八・五十二条）。
- (ク) 各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に関する措置が公に入手可能であることを確保すること等を定める（第八・五十三条）。
- (ケ) 一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、第四款の規定から生ずる当該提供者の権利及び義務に関連する紛争を解決するため、一方の締約国の規制当局を適時に利用することができることを確保すること等を定める（第八・五十四条）。
- (コ) 両締約国は、関係国際機関の作業を通じて、電気通信の伝送網及び伝送サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準を推進することを約束することを定める（第八・五十五条）。
- (カ) 各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスにおける電気通信の秘密及び利用者の関連する通信記録の秘密性を確保することを定める（第八・五十六条）。
- (キ) 各締約国は、国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、協力するよう努めること等を定める（第八・五十七条）。
- (5) 金融サービス（第五款）

- (ア) 第五款の規定の適用範囲について定める（第八・五十八条）。
  - (イ) 第五款における用語の定義について定める（第八・五十九条）。
  - (ウ) 一方の締約国は、自国の領域に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の領域において新たな金融サービスを提供することを許可すること等を定める（第八・六十条）。
  - (エ) 一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度等の利用を認めること等を定める（第八・六十一条）。
  - (オ) 一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が一方の締約国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となること等を要求する場合には、当該自主規制団体が第八・八条に定める義務を遵守することを確保することを定める（第八・六十二条）。
  - (カ) 締約国は、一定の場合には、情報の移転等を妨げる措置をとってはならないこと等を定める（第八・六十三条）。
  - (キ) 締約国は、金融サービスを提供するための免許を要求する場合には、当該免許を得るための要件及び手続を公に利用可能なものとする等と定める（第八・六十四条）。
  - (ク) 協定のいかなる規定も、締約国が信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではないこと等を定める（第八・六十五条）。
  - (ケ) 締約国は、自国の郵便保険事業体による一般公衆に向けた直接の保険サービスの提供について、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体に有利となるような競争上の条件を作り出す措置を採用し、又は維持してはならないこと等を定める（第八・六十六条）。
  - (コ) 両締約国は、附属書八―Aの規定に従って金融規制に関する協力を促進することを定める（第八・六十七条）。
- (6) 国際海上運送サービス（第六款）
- (ア) 第六款の規定の適用範囲及び用語の定義について定める（第八・六十八条）。
  - (イ) 各締約国は、港へのアクセス等に関し、他方の締約国を旗国とする船舶又は他方の締約国のサービス提供者が運航する船舶

に対し、自国の船舶に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること等を定める（第八・六十九条）。

(六) 電子商取引（第F節）

- (ア) 第F節の規定の目的及び一般規定について定める（第八・七十条）。
- (イ) 第F節における用語の定義について定める（第八・七十一条）。
- (ウ) 両締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならないことを定める（第八・七十二条）。
- (エ) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求することができないこと等を定める（第八・七十三条）。
- (オ) 各締約国は、一般に適用される自国の全ての措置であつて、電子商取引に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保することを定める（第八・七十四条）。
- (カ) 両締約国は、電子的手段によるサービスの提供に対し、事前の許可又はこれと同等の効果を有するその他の要件を課さないよう努めること等を定める（第八・七十五条）。
- (キ) 締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、契約が電子的手段により締結されることのみを理由として、当該契約の法的効力、有効性又は実施可能性を否定する措置等を採用し、又は維持してはならないことを定める（第八・七十六条）。
- (ク) 締約国は、電子的な取引の当事者が、その取引のための適当な電子認証の方式を相互に決定することを禁止することとなる措置並びにその取引について電子認証及び電子署名に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を与えられることを妨げることとなる措置を採用し、又は維持してはならないこと等を定める（第八・七十七条）。
- (ケ) 両締約国は、電子商取引に適用される透明性のある、かつ、効果的な措置であつて消費者の保護に関するもの及び電子商取引における消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持することの重要性を認識すること等を定める（第八・七十八条）。

(ロ) 各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該電子メッセージの現に行われている受信を防止することを円滑にできるようにすることを要求する措置等を採用し、又は維持すること等を定める（第八・七十九条）。

(ハ) 両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、協力し、及び多数国間の場に積極的に参加すること等を定める（第八・八十条）。

(ニ) 両締約国は、協定の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定を協定に含めることの必要性について再評価することを定める（第八・八十一条）。

#### 9 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置（第九章）

(イ) 各締約国は、自由交換可能通貨により、国際収支の経常勘定に関する取引であつて、協定の適用を受けるものについて、支払及び資金の移転を認めること等を定める（第九・一条）。

(ロ) 各締約国は、国際収支の資本移転等収支及び金融収支に関する取引について、自由な資本の移動を認めること等を定める（第九・二条）。

(ハ) 第九・一条及び第九・二条の規定は、締約国が一定の事項に関する自国の法令を適用することを妨げるものと解してはならないこと等を定める（第九・三条）。

(ニ) 各締約国が資本移動、支払又は資金の移転に関して採用し、又は維持することができる一時的なセーフガード措置について定める（第九・四条）。

#### 10 政府調達（第十章）

(イ) 政府調達協定は、必要な変更を加えた上で、第十章に組み込まれ、同章の一部を成すことを定める（第十・一条）。

(ロ) 附属書十第二編の規定の適用を受ける調達については、政府調達協定に定める規則及び手続であつて同附属書第一編に特定するものを準用することを定める（第十・二条）。

(ハ) 各締約国は、政府調達協定附属書 I の自国の付表の規定の適用を受ける調達及び附属書十第二編の規定の適用を受ける調達

- の双方について、第十・四条から第十・十二条までの規定を適用することを定める（第十・三条）。
- (エ) 政府調達協定第七条の規定に基づく調達計画等の公示について定める（第十・四条）。
- (オ) 調達への参加のための条件について定める（第十・五条）。
- (カ) 供給者登録制度及び日本国の経営事項審査について定める（第十・六条）。
- (キ) 調達機関が政府調達協定第九条4及び5の規定に従い特定の調達について供給者の数を制限する場合について定める（第十・七条）。
- (ク) 調達機関が環境を害しない技術仕様を適用する場合の要件について定める（第十・八条）。
- (ケ) 適合性評価機関が発出する試験に関する報告等の提出を要求する場合等について定める（第十・九条）。
- (コ) 調達機関は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができることについて定める（第十・十条）。
- (ク) 入札書の取扱い及び落札について定める（第十・十一条）。
- (シ) 政府調達協定第十八条4の規定に従って公平な行政当局を指定する場合の条件、供給者が調達に参加する機会を維持するための暫定的措置等について定める（第十・十二条）。
- (ス) 附属書十第二編の規定の適用を受ける調達に関連する統計資料の通報について定める（第十・十三条）。
- (セ) 附属書十第二編の規定に基づく締約国の約束の修正及び訂正について定める（第十・十四条）。
- (ソ) 締約国の政府調達の市場に関する理解の増進の達成のための協力について定める（第十・十五条）。
- (タ) 政府調達に関する専門委員会の責任及びその任務について定める（第十・十六条）。
- (チ) 第十章の規定を実施するための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通報について定める（第十・十七条）。
- 11 競争政策（第十一章）
- (ア) 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資の関係における公正かつ自由な競争の重要性を認識すること等を定める（第十一条）。
- (イ) 各締約国は、自国の法令に従い、協定の目的を達成するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとることを定める

(第十一・二条)。

(ウ) 各締約国は、経済の全ての分野における全ての企業について適用する自国の競争法令であつて、効果的な方法により一定の反競争的行為に対処するものを維持すること等を定める(第十一・三条)。

(エ) 各締約国は、自国の競争法令の効果的な執行について責任及び権限を有する運用上独立した当局を維持することを定める(第十一・四条)。

(オ) 各締約国は、自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、国籍及び所有の形態のいかんを問わず、無差別の原則を尊重することを定める(第十一・五条)。

(カ) 各締約国は、自国の競争法令を適用するに当たり、全ての企業について、国籍及び所有の形態のいかんを問わず、手続の公正な実施の原則を尊重することを定める(第十一・六条)。

(キ) 各締約国は、透明性がある方法で自国の競争法令を適用すること等を定める(第十一・七条)。

(ク) 両締約国の競争当局間の執行に関する協力について定める(第十一・八条)。

(ケ) 第十一章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める(第十一・九条)。

## 12 補助金(第十二章)

(ア) 両締約国は、公共政策の目的を達成するために必要な場合には、締約国が補助金を交付することができることを認めると、締約国は、補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、原則として当該補助金を交付すべきでないこと等を定める(第十二・一条)。

(イ) 第十二章における用語の定義について定める(第十二・二条)。

(ウ) 第十二章の規定の適用範囲について定める(第十二・三条)。

(エ) 第十二章の規定と世界貿易機関設立協定との関係について定める(第十二・四条)。

(オ) 一方の締約国は、自国が交付し、又は維持している特定性を有する補助金に係る法的根拠等について、他方の締約国に対し、協定の効力発生の日から二年ごとに英語により通報すること等を定める(第十二・五条)。

- (カ) 一方の締約国は、他方の締約国の補助金が第十二章の規定に基づいて生ずる自国の貿易又は投資の利益に著しい悪影響を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、協議の要請を書面により提出することができること、協議の要請を受けた締約国は、協議の要請を行った締約国が求める場合には、一定の事項を含む情報を提供することを検討すること等を定める（第十二・六条）。
- (キ) 禁止される補助金について定める（第十二・七条）。
- (ク) 各締約国は、企業が補助金をその交付された特定の目的のためにのみ使用することを確保することを定める（第十二・八条）。
- (ケ) 第十二章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十條及びサービス貿易一般協定第十四條の規定は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成すことを定める（第十二・九条）。
- (コ) 第十二・六条五の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める（第十二・十條）。
- 13 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業（第十三章）
- (カ) 第十三章における用語の定義について定める（第十三・一条）。
- (イ) 第十三章の規定の適用範囲について定める（第十三・二条）。
- (ウ) 第十三章の規定と世界貿易機関設立協定との関係について定める（第十三・三条）。
- (エ) 第十三章のいかなる規定も、締約国が国有企業を設立し、若しくは維持すること、特別な権利若しくは特権を企業に付与すること又は独占企業を指定することを妨げるものではないこと等を定める（第十三・四條）。
- (オ) 締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、商業的考慮に従って行動すること、他方の締約国の企業等に対し無差別待遇を与えること等について定める（第十三・五條）。
- (カ) 両締約国は、関連する国際的な基準（特に、OECDの国有企業の企業統治に関するガイドラインを含む。）を尊重し、及び最大限に利用すること等を定める（第十三・六條）。
- (キ) 第十三章の規定に基づいて生ずる一方の締約国の利益が、他方の締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業

又は指定独占企業の商業活動によって悪影響を受けていると信ずるに足りる理由がある場合における両締約国の情報交換等について定める（第十三・七条）。

(ク) 第十三章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成すことを定める（第十三・八条）。

#### 14 知的財産（第十四章）

##### (一) 一般規定（第A節）

(ア) 両締約国は、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害に対して知的財産権を行使するための措置をとること等を定める（第十四・一条）。

(イ) 両締約国は、それぞれの知的財産に関する制度を通じて、イノベーション及び創造性を促進すること、情報、知識、技術、文化及び芸術の普及を円滑にすること並びに競争を促進し、及び開放された、かつ、効率的な市場を育成することを行う必要性を認識することを定める（第十四・二条）。

(ウ) 両締約国は、協定の効力発生の日に両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に定める義務を履行することについての約束を確認すること等を定める（第十四・三条）。

(エ) 一方の締約国は、第十四章の規定の対象となる全ての種類の知的財産について、知的財産の保護に関し、内国民待遇を他方の締約国の国民に与えること等を定める（第十四・四条）。

(オ) 一方の締約国は、知的財産の保護に関し、最恵国待遇を他方の締約国の国民に対し即時かつ無条件に与えること等を定める（第十四・五条）。

(カ) 各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進するようあらゆる合理的な努力を払うこと等を定める（第十四・六条）。

(キ) 各締約国は、知的財産の保護についての啓発の促進を継続するために必要な措置をとることを定める（第十四・七条）。

##### (二) 知的財産に関する基準（第B節）

- (1) 著作権及び関連する権利（第一款）
- (ア) 各締約国が著作者に対して与える排他的権利について定める（第十四・八条）。
  - (イ) 各締約国が実演家に対して与える排他的権利について定める（第十四・九条）。
  - (ウ) 各締約国がレコード製作者に対して与える排他的権利について定める（第十四・十条）。
  - (エ) 各締約国が放送機関に対して与える排他的権利について定める（第十四・十一条）。
  - (オ) 両締約国は、公衆に対するあらゆる伝達のためのレコードの利用についての十分な保護に関し引き続き討議することに合意することを定める（第十四・十二条）。
  - (カ) 著作物に関する著作者の権利についての保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死後七十年とすること等を定める（第十四・十三条）。
  - (キ) 第十四・八条から第十四・十二条までに定める権利の制限又は例外について定める（第十四・十四条）。
  - (ク) 両締約国は、美術の著作物の原作品の再販売による利益を受ける権利に関する問題等について意見及び情報を交換することに合意することを定める（第十四・十五条）。
  - (ケ) 両締約国は、双方の集中管理を行う団体の間で協力を促進する重要性を認識すること、集中管理を行う団体の透明性を高めることに合意すること及び集中管理を行う団体による権利者の無差別待遇を促進するよう努めることを定める（第十四・十六条）。
- (2) ベルヌ条約第十八条及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定の準用等について定める（第十四・十七条）。
- 商標（第二款）
- (ア) 登録された商標の権利者の排他的権利について定める（第十四・十八条）。
  - (イ) 商標により与えられる権利の限定的な例外について定める（第十四・十九条）。
  - (ウ) 各締約国は、登録された商標と同一又は類似の標識を付するラベル又は包装につき、一定の予備行為を当該登録された商標の侵害とみなすことを定める（第十四・二十条）。

- (エ) 両締約国は、広く認識されている商標の保護を実施するため、周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を確認することを定める（第十四・二十一条）。
- (3) 地理的表示（第三款）
- (ア) 第三款の規定の適用範囲について定める（第十四・二十二条）。
- (イ) 各締約国は、自国の領域において、地理的表示の登録及び保護のための制度を定め、又は維持すること等を定める（第十四・二十三条）。
- (ウ) 日本国は、附属書十四―B第一編第A節及び第二編第A節に掲げる欧州連合の地理的表示を一定の条件の下で保護すること並びに欧州連合は、附属書十四―B第一編第B節及び第二編第B節に掲げる日本国の地理的表示を一定の条件の下で保護することを定める（第十四・二十四条）。
- (エ) 一方の締約国は、附属書十四―Bに掲げる他方の締約国の地理的表示に関し、利害関係者に対し、自国の領域において、ある商品を特定する地理的表示を当該地理的表示の明細書における該当する要件を満たしていない同種の商品に対して使用すること等を防止するための法的手段を確保すること等を定める（第十四・二十五条）。
- (オ) 第三款の規定に基づいて保護される締約国の地理的表示の使用の範囲について定める（第十四・二十六条）。
- (カ) 第三款の規定に基づいて保護される締約国の地理的表示と商標との関係について定める（第十四・二十七条）。
- (キ) 各締約国は、自国の権限のある当局に対し、附属書十四―Bに掲げる地理的表示を保護するため、自国の法令に従い、職権により、又は利害関係者の要請により、適当な措置をとる権限を与えることを定める（第十四・二十八条）。
- (ク) 一方の締約国は、附属書十四―Bに掲げる他方の締約国の特定の地理的表示について、自国による当該地理的表示の保護の日から一定の経過期間の後、商品又はサービスに関連する同種の商品に対する自国の領域における先使用の維持を防止すること等を定める（第十四・二十九条）。
- (4) 意匠（第四款）
- (ケ) 附属書十四―Bの地理的表示の表の改正について定める（第十四・三十条）。

- (ア) 各締約国は、新規性及び独創性のある意匠の保護について定めること等を定める（第十四・三十一条）。
- (5) 商品の登録されていない外観（第五款）
  - (ア) 各締約国は、商品の登録されていない外観を複製することによって当該外観が使用される場合には、自国の法令で定める範囲内で、その使用を防止するための法的手段を確保すること等を定める（第十四・三十二条）。
- (6) 特許（第六款）
  - (ア) 特許が特許権者に対して与える排他的権利等について定める（第十四・三十三条）。
  - (イ) 両締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言の重要性を認識すること等を定める（第十四・三十四条）。
  - (ウ) 各締約国は、医薬品又は農業用の化学品に関連する発明に与えられる特許に関し、販売承認手続のため特許を与えられた発明を実施することができない期間のための補償的な保護期間を定めること等を定める（第十四・三十五条）。
  - (7) 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ（第七款）
    - (ア) 各締約国は、営業秘密を十分かつ効果的に保護することを確保すること等を定める（第十四・三十六条）。
    - (イ) 医薬品及び農業用の化学品の販売承認の手続における開示されていない試験データその他のデータの保護について定める（第十四・三十七条）。
  - (8) 植物の新品種（第八款）
    - (ア) 各締約国は、千九百九十一年のUPOV条約に基づく権利及び義務に従い、全ての植物の種類の新品種に対する保護を与えることを定める（第十四・三十八条）。
  - (9) 不正競争（第九款）
    - (ア) 各締約国は、パリ条約に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与えること、国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための制度に関して適当な救済を利用可能なものとすること等を定める（第十四・三十九条）。

(三) 権利行使（第C節）

- (1) 一般規定（第一款）
- (ア) 知的財産権の行使に関する一般規定について定める（第十四・四十条）。
- (イ) 第C節に規定する措置、手続及び救済の適用を求める権利を有する者について定める（第十四・四十一条）。
- (2) 民事上の救済に係る権利行使（第二款）
- (ア) 各締約国の司法当局は、申し立てられた侵害に関連する証拠を保全するため、迅速かつ効果的な暫定措置を命ずる権限を有すること等を定める（第十四・四十二条）。
- (イ) 各締約国は、自国の司法当局が、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、少なくとも証拠を収集する目的のため、一定の関連情報を提供するよう命ずる権限を有することを定める（第十四・四十三条）。
- (ウ) 各締約国は、自国の司法当局が、申立人の要請に応じて、侵害したと申し立てられた者に対し、中間的な差止命令を発することができるとを確保すること等を定める（第十四・四十四条）。
- (エ) 各締約国は、自国の司法当局が、申立人の要請に応じて、知的財産権を侵害していると認定した物品をいかなる補償もなしに少なくとも流通経路から完全に除去し、又は廃棄することを命ずることができることを確保すること等を定める（第十四・四十五条）。
- (オ) 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害者等に対し、その侵害の継続を禁止するための差止命令を発することができることを確保すること等を定める（第十四・四十六条）。
- (カ) 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害者に対し、適当な損害賠償を権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定めること等を定める（第十四・四十七条）。
- (キ) 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟費用等を支払うよう命ずる権限を有することを定める（第十四・四十八条）。
- (ク) 著作者及び著作権に関連する権利の権利者の推定について定める（第十四・四十九条）。

- (3) 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使（第三款）
- (ア) 各締約国は、営業秘密の取得、使用又は開示が公正な商慣習に反する方法により行われる場合には、当該営業秘密の保有者がそのような取得、使用又は開示を防止し、及び是正するための適当な民事上の司法手続及び救済を定めること等を定める（第十四・五十条）。
- (4) 国境措置に係る権利行使（第四款）
- (ア) 各締約国は、輸入され、又は輸出される物品に関し、権利者が商標、著作権及び関連する権利、地理的表示、特許、実用新案、意匠並びに植物の品種に関する権利の侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又はこれを留置するよう自国の税関当局に対して求める申立てを提出することができる手続を自国の関税領域において採用し、又は維持すること等を定める（第十四・五十一条）。
- (四) 協力及び制度上の措置（第D節）
- (ア) 両締約国の知的財産に関する協力について定める（第十四・五十二条）。
- (イ) 知的財産に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める（第十四・五十三条）。
- (ウ) 第十四章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成すことを定める（第十四・五十四条）。
- (エ) 第十四・五十二条の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める（第十四・五十五条）。
- 15 企業統治（第十五章）
- (ア) 第十五章の規定の目的について定める（第十五・一条）。
- (イ) 第十五章における用語の定義について定める（第十五・二条）。
- (ウ) 両締約国は、それぞれの管轄内の上場会社に関する全ての重要な事項の適時の及び正確な開示を行う企業統治の枠組みの役割の重要性を認識すること等を定める（第十五・三条）。
- (エ) 各締約国の企業統治の枠組みに係る株主の権利及び所有の機能について定める（第十五・四条）。

- (オ) 各締約国の企業統治の枠組みに係る取締役会の役割について定める（第十五・五条）。
  - (カ) 各締約国は、上場会社における企業買収を規律する規則及び手続を定める（第十五・六条）。
  - (キ) 第十五章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める（第十五・七条）。
- 貿易及び持続可能な開発（第十六章）
- (ア) 第十六章の規定の目的等について定める（第十六・一条）。
  - (イ) 各締約国は、自国の法令及び関連する政策が高い水準の環境及び労働に関する保護を定めることを確保するよう努めること等を定める（第十六・二条）。
  - (ウ) 両締約国は、労働における基本的な権利に関する国際的に認められた原則（結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、あらゆる形態の強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止並びに雇用及び職業に関する差別の撤廃）を自国の法令及び慣行において尊重し、促進し、及び実現すること、各締約国は、自己の発意により、批准することが適当と認める基本的なILOの条約及び他のILOの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払うこと等を定める（第十六・三条）。
  - (エ) 両締約国は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的を達成することに向けて気候変動に対処するための行動をとるために協働することを約束すること等を定める（第十六・四条）。
  - (オ) 両締約国は、協定に合致する態様で、環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を円滑にし、及び促進するよう努めること等を定める（第十六・五条）。
  - (カ) 各締約国は、天然資源の持続可能な利用を通じて取得された物品であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものの利用を奨励すること、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約に掲げる絶滅のおそれのある野生動物植物の種及び適当な場合には他の絶滅のおそれのある種の違法な取引に対処するための効果的な措置を実施すること等を定める（第十六・六条）。
  - (キ) 両締約国は、森林の保全及び持続可能な森林経営並びに伐採が行われた国の法令に従って伐採された木材及び木材製品の貿易を奨励すること、違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献すること等を定める（第十六・七条）。

- (ク) 両締約国は、海洋法に関する国際連合条約等を遵守すること、両締約国が参加する適当な国際機関又は国際的な団体を通じて、漁業資源の保存及び持続可能な利用を促進すること等を定める（第十六・八条）。
- (ケ) 両締約国は、環境又は労働条件を保護することを目的とする措置であつて、貿易又は投資に影響を与える可能性があるものを立案し、及び実施するに当たり、利用可能な科学的情報等を考慮に入れることを定める（第十六・九条）。
- (コ) 各締約国は、自国の法令及び第十七章の規定に従い、第十六章の規定の目的を追求する一般に適用される措置が透明性のある態様で実施されることを確保することを定める（第十六・十条）。
- (サ) 両締約国は、協定の実施が持続可能な開発に及ぼす影響を検討し、監視し、及び評価することの重要性を認識することを定める（第十六・十一条）。
- (シ) 両締約国が行うことができる環境及び労働に関する政策の貿易及び投資に関連する側面についての協力について定める（第十六・十二条）。
- (ス) 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める（第十六・十三条）。
- (セ) 第十六章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通報について定める（第十六・十四条）。
- (ソ) 各締約国は、自国の法令及び慣行に従い、自国の新設又は既存の一又は二以上の国内の諮問機関であつて、第十六章の規定に関連する経済、社会及び環境に関する問題についてのものの会合を招集すること等を定める（第十六・十五条）。
- (タ) 両締約国は、第十六章の規定に関する対話を行うため、両締約国の領域内に所在する市民社会の組織との共同対話を招集すること等を定める（第十六・十六条）。
- (チ) 両締約国は、第十六章の規定の解釈又は適用に関する事項について両締約国間で見解の相違がある場合には、第十六・十七条及び第十六・十八条に規定する手続のみを利用すること、第十六章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならないこと、一方の締約国は、第十六章の規定の解釈又は適用に関する事項について他方の締約国との協議を要請することができること等を定める（第十六・十七条）。

- (ツ) 第十六章の関連する条の規定の解釈又は適用に関する事項を検討する専門家パネルについて定める（第十六・十八条）。
  - (テ) 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会は、必要な場合には、第十六・十三条、第十六・十七条及び第十六・十八条に含まれる制度及び協議に関する規定の実施及び運用について討議すること等を定める（第十六・十九条）。
- 第十七章
- (ア) 第十七章における用語の定義について定める（第十七・一条）。
  - (イ) 各締約国は、透明性のある規制上の環境であつて、経済活動に従事する者（特に中小企業）等にとって効果的かつ予見可能なものを提供すること等を定める（第十七・二条）。
  - (ウ) 各締約国は、一般に適用される措置を導入し、又は変更する場合には、目的及び必要性に関する説明とともに当該一般に適用される措置を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとすること等を定める（第十七・三条）。
  - (エ) 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、自国の一般に適用される措置に関し、合理的な期間内に他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供すること等を定める（第十七・四条）。
  - (オ) 一方の締約国は、特定の場合における他方の締約国の特定の者、産品又はサービスに対する行政上の手続において一般に適用される措置を適用する場合には、自国の法令に従い、当該行政上の手続によって直接に影響を受ける者に対して、当該行政上の手続がいつ開始されるかについての適当な通報並びに当該直接に影響を受ける者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会を与えること等を定める（第十七・五条）。
  - (カ) 各締約国は、協定の対象となる事項に関する行政上の行為又は自国の法令に定める不作為の速やかな審査又は上訴及び正当な理由がある場合には当該行政上の行為又は当該不作為の是正のため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所を設置し、若しくは維持し、又は司法上、仲裁上若しくは行政上の手続を採用し、若しくは維持すること等を定める（第十七・六条）。
  - (キ) 両締約国は、適当な場合には、二国間の、地域的な及び多数国間の場において、国際的な貿易及び投資に関して透明性を促進するための方法について協力することを定める（第十七・七条）。

- 18
- (ク) 第十七章の規定の適用は、協定の他の章の規定の適用を妨げるものではないことを定める（第十七・八条）。
- 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力（第十八章）
- (一) 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力（第A節）
    - (1) 一般規定（第一款）
      - (ア) 第A節の規定の目的及び一般原則について定める（第十八・一条）。
      - (イ) 第A節における用語の定義について定める（第十八・二条）。
      - (ウ) 第A節の規定の適用範囲について定める（第十八・三条）。
    - (2) 規制に関する良い慣行（第二款）
      - (ア) 各締約国は、規制に関する良い慣行を促進するための内部調整の手続又は仕組みを維持することを定める（第十八・四条）。
      - (イ) 各締約国は、自国の規制当局が規制措置を立案し、評価し、及び見直すための手続及び仕組みに関する説明を公に入手可能なものとする等々を定める（第十八・五条）。
      - (ウ) 各締約国の規制当局は、少なくとも年一回、計画中の主要な規制措置の一覧表を、当該規制措置の適用範囲及び目的に関する簡潔な説明とともに、公に入手可能なものとする等々を定める（第十八・六条）。
      - (エ) 各締約国の規制当局は、主要な規制措置を立案するに当たり、適用可能な場合には、関連する規則及び手続に従って、立案中の規制措置についての十分な詳細を提供する規制措置の案又は協議に係る文書のいずれかを公表すること等を定める（第十八・七条）。
      - (オ) 各締約国の規制当局は、関連する規則及び手続に従って、立案中の主要な規制措置の影響評価を体系的に実施するよう努めること等を定める（第十八・八条）。
      - (カ) 各締約国の規制当局は、効力を有する規制措置に対する定期的な事後の評価を促進するための手続又は仕組みを維持すること等を定める（第十八・九条）。
    - (キ) 各締約国の規制当局は、自国の公共政策の目的の達成を妨げることなく、いかなる者に対しても、効力を有する規制措置の

改善のための意見を提出する機会を与えることを定める（第十八・十條）。

(ク) 両締約国の規制当局は、第二款に規定する規制に関する良い慣行についての情報の交換に努めることを定める（第十八・十條）。

(3) 規制に関する協力（第三款）

(ア) 一方の締約国は、他方の締約国に対して規制に関する協力活動を提案することができること等を定める（第十八・十二條）。

(イ) 各締約国の規制当局は、規制の一貫性を促進するため、特に、規制上の要件の不必要な重複を避けるため、共通の原則、指針、行動規範、同等の相互承認及び実施手段を促進すること等を検討することを定める（第十八・十三條）。

(4) 制度に関する規定（第四款）

(ア) 規制に関する協力に関する専門委員会の任務等について定める（第十八・十四條）。

(イ) 第A節の規定を実施するため及び第十八・十六條の規定に基づく情報を交換するための連絡部局の指定並びにその連絡先の詳細の通報について定める（第十八・十五條）。

(ウ) 一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の計画中又は現行の規制措置に関する情報及び説明を求める要請を提出することができること、当該要請を受けた締約国は、速やかに応ずるよう努めること等を定める（第十八・十六條）。

(二) 動物の福祉（第B節）

(ア) 両締約国は、それぞれの法令に関する相互理解の向上を目的として、飼養された動物に焦点を当てた動物の福祉に関する事項につき、相互の利益のために協力すること等を定める（第十八・十七條）。

(三) 最終規定（第C節）

(ア) 第A節の規定は、第B節及び第八章第E節第五款に定める金融規制に関する協力については適用しないこと等を定める（第十八・十八條）。

(イ) 第十八章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める（第十八・十九條）。

- (ア) 第十九章の規定の目的について定める（第十九・一条）。
  - (イ) 第十九章の規定の適用範囲について定める（第十九・二条）。
  - (ウ) 一方の締約国は、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のための農業及び食品の分野におけるビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとること等を定める（第十九・三条）。
  - (エ) 一方の締約国は、農業又は食品に関連する措置に関する情報及び説明の要請を他方の締約国に提出することができることを定める（第十九・四条）。
  - (オ) 農業分野における協力に関する専門委員会の責任及びその任務等について定める（第十九・五条）。
  - (カ) 第十九章の規定に関連する事項についての両締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定及びその連絡先の詳細の通報等について定める（第十九・六条）。
  - (キ) 第十九章と他の章との関係について定める（第十九・七条）。
  - (ク) 第十九章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める（第十九・八条）。
- 20 中小企業（第二十章）
- (ア) 両締約国は、第二十章の規定及び協定の他の規定であって、中小企業に関連する事項についての両締約国間の協力を促進することを追求し、又は中小企業にとつて特に利益となるもの的重要性を認識することを定める（第二十・一条）。
  - (イ) 各締約国は、協定の本文及び概要並びに中小企業のための情報等を含む公にアクセス可能な自国のウェブサイトを開設し、又は維持すること、自国のウェブサイト到他方の締約国の同様のウェブサイト等へのリンクを含めること等を定める（第二十・二条）。
  - (ウ) 第二十章の規定を実施するための連絡部局の指定及びその任務等について定める（第二十・三条）。
  - (エ) 第二十章の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならないことを定める（第二十・四条）。
- 21 紛争解決（第二十一章）
- (一) 目的、適用範囲及び定義（第A節）

- (ア) 第二十一章の規定の目的について定める（第二十一・一条）。
  - (イ) 第二十一章の規定の適用範囲について定める（第二十一・二条）。
  - (ウ) 第二十一章における用語の定義について定める（第二十一・三条）。
- (二) 協議及び仲介（第B節）

- (ア) 締約国は、協議又は仲介を要請する前に、問題となっている措置に関連する情報を書面により要請することができることを定める（第二十一・四条）。
- (イ) 両締約国は、相互に合意する解決を得るため、紛争を誠実に協議によって解決するよう努めること等を定める（第二十一・五条）。

- (ウ) 一方の締約国は、他方の締約国に対し、一定の事案について、仲介手続の開始をいつでも要請することができることを定める（第二十一・六条）。

(三) パネルの手続（第C節）

- (ア) パネルの設置について定める（第二十一・七条）。
- (イ) パネルの構成について定める（第二十一・八条）。
- (ウ) パネルを構成する仲裁人の名簿について定める（第二十一・九条）。
- (エ) 仲裁人の資格について定める（第二十一・十条）。
- (オ) 仲裁人の交代について定める（第二十一・十一条）。
- (カ) パネルの任務について定める（第二十一・十二条）。
- (キ) パネルの付託事項について定める（第二十一・十三条）。
- (ク) パネルは、締約国が要請する場合には、所定の期間内に、紛争が緊急に処理を要する事案に関するものかどうかについて決定することを定める（第二十一・十四条）。
- (ケ) パネルの手続について定める（第二十一・十五条）。

- (コ) パネルによる解釈に関する規則について定める(第二十一・十六条)。
  - (ク) パネルは、関連する情報の提供を両締約国に要請することができること等を定める(第二十一・十七条)。
  - (シ) パネルは、両締約国に対し、当該パネルの設置の日の後百二十日以内に、中間報告書を送付すること等を定める(第二十一・十八条)。
  - (ス) パネルは、両締約国に対し、中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付すること等を定める(第二十一・十九条)。
  - (セ) 最終報告書の履行について定める(第二十一・二十条)。
  - (ソ) 最終報告書の履行状況のパネルによる審査について定める(第二十一・二十一条)。
  - (タ) 最終報告書の不履行の場合における代償その他の代替措置、譲許その他の義務の適用の停止等について定める(第二十一・二十二条)。
  - (チ) 暫定的な救済措置の適用後の履行状況のパネルによる審査について定める(第二十一・二十三条)。
  - (ツ) パネルの手續の停止及び終了について定める(第二十一・二十四条)。
- (四) 一般規定(第D節)
- (ア) 紛争解決手續の運用について定める(第二十一・二十五条)。
  - (イ) 両締約国は、第二十一・二条に規定する紛争についていつでも相互に合意する解決を得ることができること等について定める(第二十一・二十六条)。
  - (ウ) 紛争解決の場の選択について定める(第二十一・二十七条)。
  - (エ) 第二十一章に規定する期間の取扱いについて定める(第二十一・二十八条)。
  - (オ) パネルの費用の負担について定める(第二十一・二十九条)。
  - (カ) 第二十一章に規定するパネルの手續については、パネルの手續規則及び仲裁人についての行動規範に従って実施することを定める(第二十一・三十条)。

- (ア) 合同委員会の設置、開催、任務等について定める（第二十二・一条）。
- (イ) 合同委員会の全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うこと等を定める（第二十二・二条）。
- (ウ) 合同委員会の下に設置される専門委員会について定める（第二十二・三条）。
- (エ) 合同委員会又は専門委員会の下に設置される作業部会について定める（第二十二・四条）。
- (オ) 専門委員会、作業部会その他の機関は、その任務の遂行に当たり、作業の重複を避けることを定める（第二十二・五条）。
- (カ) 各締約国は、協定の実施のための連絡部局を指定すること等を定める（第二十二・六条）。

- (ア) 両締約国は、協定の実施及び運用についての一般的な見直しを協定の効力発生の日の属する年の後十年目の年又は両締約国が合意する時期を行うことを定める（第二十三・一条）。
- (イ) 協定の改正について定める（第二十三・二条）。
- (ウ) 協定の効力発生について定める（第二十三・三条）。
- (エ) 協定の終了について定める（第二十三・四条）。
- (オ) 協定のいかなる規定も、者に対して権利を与え、又は義務を課するものと解してはならないことを定める（第二十三・五条）。
- (カ) 協定の附属書、付録及び注は、協定の不可分の一部を成すことを定める（第二十三・六条）。
- (キ) 第三国の欧州連合への将来の加盟について定める（第二十三・七条）。
- (ク) 協定は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語及び日本語をひとしく正文とするこ  
と並びに解釈に相違がある場合には協定が交渉された言語の本文によることを定める（第二十三・八条）。

(一) 両締約国が実施する関税の撤廃及び削減等の対象品目、条件等について定める（附属書二―A）。

これらの概要は、次のとおりである。

(1) 欧州連合による関税の撤廃及び削減（第二編）

(ア) 概要及び対象品目

品目数では、全九千五百二十八品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは九千二百二十二品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは三百十五品目、その他のもの（関税削減、関税の一部（従価税部分）のみの撤廃又は除外）は九十一品目になる。

分野別では、農林水産品二千七百二十八品目のうち九十一品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税削減、関税の一部（従価税部分）のみの撤廃又は除外の各分類で対応する。農林水産品以外の六千八百品目の全ての品目については関税を撤廃する。

(イ) 主要品目ごとの概要

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
酒類	1	即時関税撤廃
たばこ	1	即時関税撤廃
ほとんどの農林水産品	八%、一五%等	ほとんどの即時関税撤廃、一部は除外、段階的関税撤廃（八年目又は一六年目）、従価税部分についてのみ撤廃（注）又は関税削減
医薬品原料	六・五%	ほとんどの即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃（四年目）

印刷用、筆記用又は製図用の インキ	六・五%	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃（四年目又は八年目）
合成樹脂の一部（アクリル重 合体）	一	即時関税撤廃
プラスチック製のフィルム	一	即時関税撤廃
鉄鋼製のねじ	一	即時関税撤廃
エンジン及びエンジン関連部 品	二・七%又は四・二%	ほとんどもは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃（四年目）
ターボジェット、ターボプロ ペラ及びガスタービン	二・七%又は四・一%	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃（四年目）
気体ポンプ、真空ポンプ、気 体圧縮機及びファン並びに換 気用又は循環用のフード及び それらの部品	一	即時関税撤廃
エアコン	二・五%又は二・七%	ほとんどもは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃（四年目）
旋盤	二・七%	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃（四年目）
産業用ロボット等	一	即時関税撤廃
ベアリング（玉軸受及びころ 軸受）	七・七%又は八%	ほとんどもは段階的関税撤廃（六年目又は八年目）、一部は即時関税撤廃
蓄電池	三・七%	ほとんどもは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃（八年目）

エンジン用の点火機器及びスターター（発電機）	一	即時関税撤廃
モニター及びプロジェクター（カラーテレビ等）	一四％	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃（六年目又は一一年目）
トラクター	七％又は一六％	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃（一三年目）
乗用自動車	ほとんどは一〇％、一部は五％	段階的関税撤廃（八年目）
貨物自動車	三・五％、一〇％又は二二％	ほとんどは段階的関税撤廃（八年目）、一部は即時関税撤廃
ギヤボックス、クラッチ、シートベルト等	三％、三・五％又は四・五％	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃（四年目又は六年目）
二輪車	六％又は八％	段階的関税撤廃（四年目又は六年目）
カメラ用レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品	六・七％	ほとんどは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃（四年目）
筆記用具	一	即時関税撤廃
その他の鉱工業品	一・七％、三・七％、四・五％、四・七％、一六・八％等	協定の発効時から一三年目までの間に関税撤廃

（注）欧州連合の参入価格制度に基づく従量税部分については維持する。

(2) 日本国による関税の撤廃及び削減（第三編）

(ア) 概要及び対象品目

品目数では、全九千四百四十五品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは七千九百二十一品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは九百九十二品目、その他のもの（関税削減、関税割当て又は除外）は五百三十二品目になる。

分野別では、農林水産品二千六百九十品目のうち、二千二百十三品目について関税を撤廃する。関税の撤廃が困難な四百七十七品目については、関税削減、関税割当て又は除外の各分類で対応する。農林水産品以外の六千七百五十五品目のうち六千七百品目について関税を撤廃する。それら以外の五十五品目に分類される原産品については、世界貿易機関設立協定の日本の譲許表に定める関税割当ての対象品目であり、この協定に基づく関税に係る約束の対象からは除外される。なお、当該原産品に関して、当該関税割当ての枠外として輸入する品目については関税を撤廃する。

(イ) 主要品目ごとの概要

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
競走馬	一頭につき三四〇万円	段階的関税撤廃（一六年目）（第A節1(x)）（農産品セーフガード措置（第C節第八款）の適用あり）
牛（生きているものに限る。）	一頭につき三八、二五〇円又は六三、七五〇円	段階的関税撤廃（一六年目）（第A節1(x)）
豚（生きているものに限る。）	八・五％、一頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額又は一頭につき一九、五〇八円	即時撤廃又は段階的関税撤廃（一六年目）（第A節1(x)又は(y)）
牛の肉	三八・五％	関税削減（第A節1(aa)）（農産品セーフガード措置（第C節第二款）の適用あり）（注）
豚の肉	四・三％、一キログラムにつき枝	段階的関税撤廃（一〇年目）（第A節1(m)）又は関税削

牛ほほ肉及び頭肉	肉（又は部分肉）に係る基準輸入価格と課税価格との差額又は一キログラムにつき三六一円（又は四八二円）	減（第A節1(bb)又は(cc)）（農産品セーフガード措置（第C節第三款）の適用あり）（注）
牛のくず肉（臓器及び舌を除く。）	二一・三%	関税削減（第A節1(dd)）（農産品セーフガード措置（第C節第二款）の適用あり）（注）
牛の舌	一二・八%	段階的関税撤廃（二一年目）（第A節1(o)）（注）
牛の肝臓	一二・八%	段階的関税撤廃（二六年目）（第A節1(x)）（注）
牛の臓器	一二・八%	段階的関税撤廃（二三年目）（第A節1(t)）（注）
豚のくず肉（臓器を除く。）	四・三%、一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額又は一キログラムにつき四八二円	段階的関税撤廃（二〇年目）（第A節1(m)）又は関税削減（第A節1(cc)）（農産品セーフガード措置（第C節第三款）の適用あり）（注）
豚の臓器	八・五%	段階的関税撤廃（八年目又は二一年目）（第A節1(j)又は(n)）
鶏の肉	八・五%又は一一・九%	段階的関税撤廃（六年目又は二一年目）（第A節1(c)又は(n)）
肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又は	一キログラムにつき一六一・五〇円	関税削減（第A節1(ee)）（注）

くんに製にしたものに限る。 並びに肉又はくず肉の食用の 粉及びミール（牛のもの）	ます（生鮮、冷蔵又は冷凍）	三・五%	即時撤廃又は段階的関税撤廃（一一年目）（第A節1 (n)）
大西洋くろまぐろ（生鮮、冷 蔵又は冷凍）	三・五%	即時撤廃又は段階的関税撤廃（六年目）（第A節1(c)）	
くろまぐろのフィレ（生鮮、 冷蔵又は冷凍）	三・五%	段階的関税撤廃（六年目又は一一年目）（第A節1(c)又 は(n)）	
まあじ（生鮮、冷蔵又は冷 凍）	一〇%	段階的関税撤廃（一六年目）（第A節1(x)）	
ぶり（生鮮、冷蔵又は冷凍）	一〇%	段階的関税撤廃（一一年目）（第A節1(n)）	
ほたてがい（生きているもの、 生鮮、冷蔵又は冷凍）	一〇%	段階的関税撤廃（一一年目）（第A節1(n)）	
バター、脱脂粉乳、粉乳、パ ターミルクパウダー及び加糖 れん乳	二一・三%及び一キログラムにつ き三九六円、二九・八%及び一キ ログラムにつき九八五円等	除外（第A節1(zz)）又は関税割当て（第B節24）（注）	
粉乳（チョコレート製造用の ものに限る。）	二五・五%及び一キログラムにつ き六一二円又は二五・五%及び一 キログラムにつき一、〇二三円	除外（第A節1(zz)）又は関税割当て（第B節25）（注）	
加圧容器入りにしたホイップ	二一・三%又は二五・五%	段階的関税撤廃（六年目）（第A節1(e)）又は関税削減	

ドククリーム		(第A節1(ss)) (注)
無糖れん乳	二五・五%及び一キログラムにつき キ五〇九円又は二一・三%及び一 キログラムにつき二五四円	除外(第A節1(zz)) 又は関税割当て(第B節22) (注)
フローズンヨーグルト	二六・三%又は二九・八%	段階的関税撤廃(二一年目) (第A節1(n)) (注)
ホエイ	二九・八%及び一キログラムにつ き四二五円、二九・八%及び一キ ログラムにつき六八七円等	除外(第A節1(zz))、即時関税撤廃、段階的関税撤廃 (六年目) (第A節1(g)又は(h))、関税削減(第A節1 (kk)又は(11)) 又は関税割当て(第B節23) (農産品セーフ ガード措置(第C節第五款又は第六款)の適用あり) (注)
チーズ	二二・四%、二六・三%、二九・ 八%又は四〇%	除外(第A節1(aaa))、段階的関税撤廃(一六年目) (第 A節1(x)) 又は関税割当て(第B節26) (注)
その他の乳製品	二五%、三五%等	除外(第A節1(bbb)) 又は関税削減(第A節1(ee)、(ff)、(rr) 又は(ss)) (注)
殻付き鳥卵	一七%又は二一・三%	段階的関税撤廃(二一年目又は一三年目) (第A節1(n) 又は(u))
全卵又は卵黄	一八・八%、二一・三%等	段階的関税撤廃(六年目又は一三年目) (第A節1(c)又 は(v))
天然蜂蜜	二五・五%	段階的関税撤廃(八年目) (第A節1(i))
えんどう、小豆・いんげん 豆、そら豆、き豆等(乾燥し たもの)	一〇%又は一キログラムにつき三 五四円	除外(第A節1(bbb))、即時撤廃又は段階的関税撤廃(一 一年目) (第A節1(n))

オレンジ	一六%又は三二%	段階的関税撤廃（六年目又は八年目）（第A節1(c)又は(k）（農産品セーフガード措置（第C節第七款）の適用あり）
りんご	一七%	段階的関税撤廃（一年目）（第A節1(r）
緑茶	一七%	段階的関税撤廃（六年目）（第A節1(c）
小麦	無税又は二〇%	除外（第A節1(zz)又は(bbb)）又は関税割当て（第B節6）
大麦及び裸麦	無税	除外（第A節1(zz)又は(bbb)）又は関税割当て（第B節10）
米	一	除外（第A節1(zz)又は(bbb)）
小麦粉、ペレット、ロールにかけた調製品及び調製食料品	一二・五%、二〇%又は二五%	除外（第A節1(zz)又は(bbb)）又は関税割当て（第B節5）
大麦又は裸麦の粉、ひき割りしたもの及びペレット	一九・二%、二〇%又は二五%	除外（第A節1(zz)又は(bbb)）又は関税割当て（第B節8）
麦芽	一キログラムにつき二一・三〇円	除外（第A節1(aaa)）、段階的関税撤廃（一年目）（第A節1(n)）又は関税割当て（第B節11）
でん粉	一キログラムにつき一九円	除外（第A節1(zz)）又は関税割当て（第B節18）（注）
落花生	一キログラムにつき六一七円	即時撤廃又は段階的関税撤廃（八年目又は一年目）（第A節1(i)又は(n)）
のり、こんぶ、わかめ、ひじき、のり調製品、こんぶ調製品	一枚につき一・五〇円、一五%、二五%、二八%又は四〇%	除外（第A節1(yy)又は(bbb)）
こんにやく芋	一キログラムにつき二、七九六円	除外（第A節1(zz)）又は関税削減（第A節1(oo)）

ひまわり油	一キログラムにつき八・五〇円又は一キログラムにつき一〇・四〇円	段階的関税撤廃（六年目）（第A節1(c)）
鶏肉調製品	六%又は二一・三%	段階的関税撤廃（六年目又は一一年目）（第A節1(d)又は(n)）
豚肉調製品（ソーセージ、とんかつ等）	一〇%又は二〇%	段階的関税撤廃（六年目）（第A節1(c)）
豚肉調製品（ハム、ベーコン等）	八・五%又は一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	段階的関税撤廃（一一年目）（第A節1(p)又は(q)）（農産品セーフガード措置（第C節第四款）の適用あり）（注）
牛肉調製品	一〇%、二一・三%、二五%、五〇%等	段階的関税撤廃（一一年目又は一六年目）（第A節1(n)又は(x)）
砂糖	一キログラムにつき七一・八〇円、一キログラムにつき一〇三・一〇円等	関税割当て（第B節17）（注）
調製食料品（しよ糖の含有量が全重量のうち五〇%を超えるものに限る。）及びココア粉	二三・八%、二九・八%等	関税割当て（第B節16）
ぶどう糖及び果糖粉	五〇%又は一キログラムにつき二	関税割当て（第B節14）



ビスケット	一三％、一五％又は二〇・四％	段階的関税撤廃（六年目又は一一年目）（第A節1(c)又は(n)）
トマトピューレ及びトマトペースト	一六％	除外（第A節1(aaa)）又は段階的関税撤廃（六年目）（第A節1(c)）
調製し又は保存に適する処理をしたトマト	一三・四％	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃（六年目）（第A節1(c)）
パイナップル（気密容器入りのもの）	二五・五％、四六・八％又は一キログラムにつき三三円	除外（第A節1(aaa)）、段階的関税撤廃（一一年目）（第A節1(n)）又は関税削減（第A節1(oo)）
りんごジュース	一九・一％、二三％、二九・八％等	段階的関税撤廃（八年目又は一一年目）（第A節1(i)又は(n)）
トマトケチャップ、トマトソース、トマトジュース等	一七％、二一・三％又は二九・八％	段階的関税撤廃（六年目又は一一年目）（第A節1(c)又は(n)）
アイスクリーム	二一％、二一・三％又は二九・八％	関税削減（第A節1(uu)、(vv)又は(wv)）（注）
氷菓	二一・三％、二三・八％、二八％又は二九・八％	段階的関税撤廃（一一年目）（第A節1(n)）又は関税削減（第A節1(ee)）（注）
調製食用脂（ミルクから得たバターその他の油脂及びデイルースプレッドの含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限る。）	二五％	除外（第A節1(zz)又は(bbb)）又は段階的関税撤廃（二一年目）（第A節1(z)）（注）

調製食用脂（ミルクから得たバターその他の油脂及びデイルースプレッドの含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）	二一・三%	関税割当て（第B節19）（注）
調製食料品（しよ糖五〇%以上等）	二九・八%	関税割当て（第B節13）
酒類	一六%、一リットルにつき七〇・四〇円等	即時関税撤廃、段階的関税撤廃（二一年目）（第A節1(n)）等
たばこ	三・四%、一六%又は二九・八%	即時関税撤廃又は段階的関税撤廃（六年目又は一一年目）（第A節1(f)又は(n)）
工業用アルコール	一〇%、二七・二%等	段階的関税撤廃（二一年目）（第A節1(n)）
石油	一	即時関税撤廃
エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	六・八%	段階的関税撤廃（六年目）（第A節1(f)）
化学工業製品	一	即時関税撤廃
製材（松、もみ又はとうひのもの）	四・八%	段階的関税撤廃（八年目）（第A節1(i)）
構造用集成材	三・九%	段階的関税撤廃（八年目）（第A節1(i)）
パーティクルボード及びオリ	五%又は六%	段階的関税撤廃（八年目）（第A節1(i)）
エンテッドストラッドボード		

	さねはぎ加工等を施した木材 (松、もみ又はとうひのも の)等	三・六%又は五%	段階的関税撤廃(八年目)(第A節1(i))
	くい及びはり	三・九%	段階的関税撤廃(八年目)(第A節1(i))
	その他建築用木工品(CLT を含む。)	三・九%	段階的関税撤廃(八年目)(第A節1(i))
	たる及びおけ	二・二%	段階的関税撤廃(八年目)(第A節1(i))
	積層木材等のうち、外面の単 板が針葉樹の集成材(ブロッ クボード、ラミンボード及び バツテンボードを除く。)	六%	段階的関税撤廃(八年目)(第A節1(i))
	針葉樹合板(表面加工したも の又は厚さが六ミリメートル 以上のもの)	六%	段階的関税撤廃(八年目)(第A節1(i))
	広葉樹合板(表面加工したも の又は厚さが六ミリメートル 以上のもの)	六%	段階的関税撤廃(八年目)(第A節1(i))
繭	一キログラムにつき二、五二三円	(第A節1(n))	除外(第A節1(z))又は段階的関税撤廃(二一年目)
生糸	一キログラムにつき六、九七八円	除外(第A節1(z))又は段階的関税撤廃(二一年目又は 一三年目)(第A節1(n)又は(s))	

皮革及び履物	一二％、一六％、一七・三％、一二 四％、三〇％等	段階的関税撤廃（一一年目又は一六年目）（第A節1(n) 又は(x)等
繊維及び繊維製品	一	即時関税撤廃
非鉄金属製品	一	即時関税撤廃
その他の鉱工業品	三・八％、六・六％、一〇％等	協定の発効時から一一年目までの間に関税撤廃

（注）第D節の日本国の表の「注釈」の欄に「s」を掲げる品目については、協定第二・八条3及び4に基づく見直しの対象となる。

- (一) 第二・十五条及び第二・十七条に規定する物品の表について定める（附属書二―B）。
- (二) 自動車並びにその部品及び装置に関する国際連合規則の適用に関する各締約国の特定の約束について定める（附属書二―C）。
- (三) 日本の焼酎の輸出の促進に関する欧州連合の特定の約束について定める（附属書二―D）。
- (四) ぶどう酒製品の輸出の促進に関する第二章第C節に規定する醸造法等について定める（附属書二―E）。
- (五) 品目別原産地規則に定める関連する要件に関する通則等について定める（附属書三―A）。
- (六) 非原産材料を使用して生産される産品が原産品とされるために満たすべき要件として、品目別原産地規則について定める。産品ごとに、満たすべき関税分類の変更、生産工程、最小限の域内原産割合の要件その他の要件について定める。また、特定の車両及び車両の部品についての品目別原産地規則等について定める。（附属書三―B及び付録三―B―1）
- (七) 第三・五条に規定する情報について定める（附属書三―C）。
- (八) 原産地に関する申告文について定める（附属書三―D）。
- (九) アンドラ公国の原産品の取扱いについて定める（附属書三―E）。
- (十) サンマリノ共和国の原産品の取扱いについて定める（附属書三―F）。
- (十一) 食品添加物の申請及び承認手続に関する透明性及び予見可能性の重要性を認識し、食品添加物についての関連する指針を英語により入手可能なものとすることが奨励されること等を再確認し、及び約束すること等について定める（附属書六）。

(五) 両締約国は、国際金融の安定性、公平かつ効率的な市場及び投資家等の保護を更に強化することを目的として、二国間及び国際機関の場において協力すること等を定める(附属書八―A)。

(六) 第八章に定める義務に関する留保事項及び約束について定める(附属書八―B)。

- (1) 投資の自由化に関する第八・七条から第八・十一条までのいずれかの規定又は国境を越えるサービスの貿易に関する第八・五条から第八・七条までのいずれかの規定により課される義務に適合しない締約国の現行の措置について定める。留保には、「分野」、「小分野」、「産業分類」、「関連する義務」(欧州連合の表においては「留保の種類」)、「政府の段階」、「措置」及び「概要」の各事項が記載される。(附属書I)
- これらの概要は、次のとおりである。

(ア) 欧州連合の表

次に掲げる分野において四十五項目の留保を付する。

全ての分野 (a) 設立の形態、(b) 不動産の取得

自由職業サービス (保健に関連する職業を除く全ての職業) (a) 法律サービス、(b) 特許代理人、工業所有権代理人及び知的財産弁護士、(c) 会計及び簿記のサービス、(d) 監査サービス、(e) 税務に関する助言サービス、(f) 建築及び都市計画のサービス、エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス)

自由職業サービス (保健に関連する職業及び医薬品の小売) (a) 医療、歯科、助産婦、看護、理学療法及び医療補助のサービス、(b) 獣医サービス、(c) 医薬品及び医療・整形外科用品の小売サービス並びに薬剤師が提供するその他のサービス)

研究及び開発のサービス

不動産に係るサービス

事業サービス (a) 運転者を伴わない賃貸サービス、(b) 航空に関する賃貸サービスその他の事業サービス、(c) 経営相談に関連するサービス (仲裁及び調停のサービス)、(d) 技術試験及び分析のサービス、(e) 関連する科学及び技術に関する相談サービス、(f) 農業に付随するサービス、(g) 警備サービス、(h) 職業紹介サービス、(i) 翻訳及び通訳のサービス、(j) その他の事業

サービス)

通信サービス (a)郵便及び急送便のサービス)

流通サービス (a)流通サービス、(b)たばこの流通、(c)アルコール飲料の流通)

教育サービス

環境サービス

金融サービス (a)保険、(b)銀行サービスその他の金融サービス)

健康サービス及び社会サービス

観光及び旅行関連のサービス

娯楽、文化及びスポーツのサービス (その他のスポーツ・サービス)

運送サービス及び運送サービスの補助的なサービス (a)海上運送及び海上運送の補助的なサービス並びに船舶により実施される全ての商業活動、(b)鉄道運送及び鉄道運送の補助的なサービス、(c)道路運送及び道路運送の補助的なサービス、(d)航空運送の補助的なサービス、(e)全ての形態の運送の支援サービス、(f)複合運送サービスの供給)

エネルギー関連事業 (a)鉱業及び採石業、(b)電気、ガス、蒸気及び温水の製造、輸送及び流通、燃料のパイプラインによる輸送、パイプラインにより輸送された燃料の貯蔵並びにエネルギー供給に付随するサービス)

農業、漁業及び製造業 (a)農業、狩猟及び林業、(b)漁業及び養殖業、(c)製造業 (記録媒体の発行、印刷及び複製)

(4) 日本国の表

次に掲げる分野において五十四項目の留保を付する。

農林水産業及び関連するサービス (領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業を除く。)

自動車整備業 (自動車分解整備業)

事業サービス (職業紹介業及び労働者派遣業)

回収代行のサービス

建設業

流通サービス（アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス、公共卸売市場において提供される卸売サービス）

教育及び学習支援業（高等教育サービス）

金融サービス（銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）、保険及び保険関連のサービス）

熱供給業

情報通信業（電気通信業、インターネット付随サービス業）

製造業（船舶製造・修理業及び舶用機関製造業、医薬品製造業、皮革製造業及び皮革製品製造業）

船舶の国籍に関する事項

計量サービス

医療及び福祉

鉱業及び鉱業に付随するサービス

石油業

自由職業サービス（法律サービス、外国法に関する法的な助言サービス、弁理士サービス、公証人サービス、司法書士サービス、公認会計士サービス、税理士サービス、建築設計業等のサービス、社会保険労務士サービス、行政書士サービス、海事代理士サービス、土地家屋調査士サービス）

不動産業

不動産鑑定業

船員

警備業

職業上の安全及び衛生に関連するサービス

測量業

事業サービス（航空機登録原簿への航空機の登録）

運輸業（通関業、貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）、鉄道業、道路旅客運送業、道路運送業、運輸に付随するサービス業（自動車道事業、水先人）、水運業（外航船舶運航事業者、水運業への投資、日本国を旗国としない船舶））

技能検定

上水道業

卸売業及び小売業（家畜）

航空宇宙産業（航空機製造修理業）

(2) 投資の自由化に関する第八・七条から第八・十一条までのいずれかの規定又は国境を越えるサービスの貿易に関する第八・十  
五条から第八・十七条までのいずれかの規定により課される義務に適合しない締約国の現行の措置を維持し、又は新たな若しく  
は一層制限的な措置を採用することのできる分野、小分野又は活動について定める。留保には、「分野」、「小分野」、「産業  
分類」、「関連する義務」（欧州連合の表においては「留保の種類」）、「概要」及び「現行の措置」の各事項が記載される。

（附属書II）

これらの概要は、次のとおりである。

(ア) 欧州連合の表

次に掲げる分野において五十九項目の留保を付する。

全ての分野（(a)業務上の拠点、(b)不動産の取得、(c)承認、(d)最恵国待遇、(e)武器、弾薬及び軍需品）

自由職業サービス（法律サービス）（(a)法律サービス、(b)会計及び簿記のサービス、(c)監査サービス、(d)建築及び都市計  
画のサービス）

自由職業サービス（保健に関連する職業及び医薬品の小売）（a）医療・歯科サービス、助産婦、看護師、理学療法士、心理療法士及び医療補助員によって提供されるサービス、（b）獣医サービス、（c）医薬品及び医療・整形外科用品の小売サービス並びに薬剤師が提供するその他のサービス）

事業サービス（研究及び開発のサービス）

事業サービス（不動産に係るサービス）

事業サービス（賃貸サービス）

事業サービス（回収代行サービス及び信用調査サービス）

事業サービス（職業紹介サービス）

事業サービス（警備及び調査サービス）（a）警備サービス、（b）調査サービス）

事業サービス（その他の事業サービス）（a）翻訳及び通訳のサービス、（b）複写サービス、（c）エネルギー供給に付随するサービス及び製造業に付随するサービス、（d）船舶、鉄道運送設備及び航空機並びにそれらの部品の保守及び修理、（e）その他の航空関連事業サービス）

電気通信業

建設業

流通サービス（a）医薬品の流通、（b）アルコール飲料の流通、（c）その他の流通）

教育サービス

環境サービス

金融サービス（a）全ての金融サービス、（b）保険及び保険関連のサービス、（c）銀行業その他の金融サービス）

健康及び社会のサービス（a）健康サービス（病院、救急車及び住民健康サービス）、（b）健康及び社会のサービス（年金保険を含む。）、（c）社会サービス（年金保険を含む。））

観光及び旅行関連のサービス

娯楽、文化及びスポーツのサービス (a) 図書館、公文書館、博物館その他の文化サービス、(b) 興行サービス、劇場、生演奏及びサーカス・サービス、(c) ニュース及び報道機関、(d) 賭博サービス)

運送サービス及び運送サービスの補助的なサービス (a) 海上運送 (船舶により実施されるその他全ての商業活動)、(b) 海上運送の補助的なサービス、(c) 内航海運及び内航海運の補助的なサービス、(d) 鉄道運送及び鉄道運送の補助的なサービス、(e) 道路運送 (旅客運送、貨物輸送、国際トラック運送サービス) 及び道路運送の補助的なサービス、(f) 宇宙輸送及び宇宙船の賃貸、(g) 最恵国待遇の免除)

農業、漁業及び水道 (a) 農業、狩猟及び林業、(b) 漁業、養殖業及び漁業に付随するサービス、(c) 取水、浄水及び配水)  
エネルギー関連事業 (a) エネルギー・サービス全般、(b) 電気事業、(c) 燃料、ガス、原油又は石油製品、(d) 原子力)

いずれにも含まれないその他のサービス (a) 葬儀、火葬サービス及び葬儀取扱サービス、(b) その他の事業に関連するサービス、(c) 新しいサービス)

(4) 日本国の表

次に掲げる分野において十八項目の留保を付する。

全ての分野 (公的企業又は政府機関の持分又は資産の移転又は処分、電信サービス・公営競技等に係るサービス・郵便サービス等への投資等、認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス)

航空宇宙産業 (宇宙開発産業)

武器・火薬産業 (武器産業、火薬類製造業)

情報通信業 (放送業)

教育及び学習支援業 (初等及び中等教育サービス)

エネルギー産業 (電気業、ガス業、原子力産業)

金融サービス (銀行サービスその他の金融サービス (保険を除く。)、保険及び保険関連のサービス)

漁業及び漁業に付随するサービス (領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業)

土地取引に関する事項

法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス  
警備業

全ての分野（協定の効力発生の日に効力を有し、又は同日前に署名された他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇）

農業（酪農業、肉用牛生産業）

運輸業・事業サービス（航空運輸業）

運輸業（水運サービス（内航海運を含む。）、水運サービスのための船舶貸渡サービス及び水運サービスの補助的なサービス）（外航海運業及び沿海海運業を除く。）

(3) 設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び短期の商用訪問者の入国及び一時的な滞在に関する各締約国の約束について定める（附属書Ⅲ）。

これらの概要は、次のとおりである。

(7) 欧州連合の表

(i) 設立を目的とした商用訪問者

いずれの六箇月においても九十日を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

(ii) 企業内転勤者

三年を限度とする期間（この期間は、欧州連合及び欧州連合構成国の裁量により延長され得る。）の入国及び一時的な滞在

(iii) 投資家

一年を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

(iv) 短期の商用訪問者

(4) いずれの六箇月においても九十日を限度とする期間の入国及び一時的な滞在  
日本国の表

(i) 設立を目的とした商用訪問者

九十日を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

(ii) 企業内転勤者

五年を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

(iii) 投資家

五年を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

(iv) 短期の商用訪問者

九十日を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

(4) 契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の入国及び一時的な滞在に関する各締約国の約束について定める（附属書 IV）。

これらの概要は、次のとおりである。

(ア) 欧州連合の表

(i) 契約に基づくサービス提供者

国際法及び外国法に関する法的な助言サービス等三十七分野においていずれの二十四箇月においても累積で十二箇月を超えない期間（この期間は、欧州連合及び欧州連合構成国の裁量により延長され得る。）又は契約期間のうちいずれか短い期間の入国及び一時的な滞在

(ii) 独立の自由職業家

国際法及び外国法に関する法的な助言サービス等十七分野においていずれの二十四箇月においても累積で十二箇月を超えない期間（この期間は、欧州連合及び欧州連合構成国の裁量により延長され得る。）又は契約期間のうちいずれか短い期間

の入国及び一時的な滞在

(イ) 日本国の表

(i) 契約に基づくサービス提供者

付録Ⅳに規定する法律サービス等四十分野において五年を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

(ii) 独立の自由職業家

付録Ⅳに規定する法律サービス等四十分野において五年を限度とする期間の入国及び一時的な滞在

(ロ) 入国及び一時的な滞在に関する付録Ⅳの表に規定する法律サービス等四十分野において五年を限度とする期間の入国及び一時的な滞在  
 入国に関する協力について定める（附属書八―C）。

(ハ) 第十・二条に規定する政府調達協定の関連規定及び第十・三条の規定に従い、政府調達協定附属書Ⅰの欧州連合の付表の規定の適用を受ける（附属書十）。

(1) 第十・二条に規定する政府調達協定の関連規定を掲げる（第一編）。

(2) 第十章の規定の適用を受ける調達等について定める（第二編）。

これらの概要は、次のとおりである。

(ア) 欧州連合（第A節）

第十章の規定は、第十・二条及び第十・三条の規定に従い、政府調達協定附属書Ⅰの欧州連合の付表の規定の適用を受ける調達に加え、第A節の規定の適用を受ける調達（同節2に規定する機関であつて、同節2に関する注釈(b)において特定する規則の適用を受けるものによる調達を除く。）について適用すること等を定める。

(i) 中央政府の機関（第A節1）

政府調達協定附属書Ⅰの欧州連合の付表4から付表6まで並びに第A節4及び5に掲げる物品及びサービスの調達であつて、消防・住民保護庁（ブルガリア）、国立鉱山労働者権利保障機構（フランス）、ルーブル学院（フランス）等欧州連合構成国の十三の中央政府の機関によるものに関し、物品及びサービス（建設サービスを除く。）の調達の基準額については十三万特別引出権、建設サービスの調達の基準額については五百万特別引出権とすることを定める。

(ii) 地方府の機関（第A節2）

人口が二十万以上四十九万九千九百九十九以下の地方行政単位による調達に関し、政府調達協定附属書Iの欧州連合の付表4及び付表5並びに第A節5に掲げる物品及びサービスの調達の基準額については二十万特別引出権とすること等を定める。

(iii) 公法によって規律される機関（病院又は大学であるものに限る。）（第A節3）

a 政府調達協定附属書Iの欧州連合の付表2の2aにおいて定義する公法によって規律される機関（病院又は大学であるものに限る。）による同附属書の欧州連合の付表4から付表6まで並びに第A節4及び5に掲げる物品及びサービスの調達に関し、物品及びサービス（建設サービスを除く。）の調達の基準額については二十万特別引出権、建設サービスの調達の基準額については五百万特別引出権とすること等を定める。

b 公法によって規律される機関（病院又は大学であるものに限る。）であつて、対象機関とされるものについては、欧州連合構成国ごとに例示表として掲げる。

(iv) 鉄道に関連する物品及びサービスの調達（第A節4）

政府調達協定附属書Iの欧州連合の付表1及び付表2の規定の適用を受ける調達機関又は同附属書の欧州連合の付表3において定義する公共事業者による鉄道設備の調達及び車両に該当する物品の調達に関し、物品及びサービス（建設サービスを除く。）の調達の基準額については四十万特別引出権、建設サービスの調達の基準額については五百万特別引出権とすること、この約束は協定の効力発生の日の後一年を経過した日又は二千十九年七月六日のうちいずれか遅い方の日に、効力を生ずること等を定める。

(v) サービス（第A節5）

a 政府調達協定附属書Iの欧州連合の付表1又は第A節1に掲げる機関については、食料提供サービス及び飲料提供サービス、電気通信に関連するサービス、写真サービス等のサービス

b 政府調達協定附属書Iの欧州連合の付表2の1又は第A節2に掲げる機関については、飲料提供サービス、一般経営に

関する相談サービス、財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）等のサービス

c 対象となる全ての機関については、契約に基づき又は報酬を受けて行う不動産に係るサービス

(イ) 日本国（第B節）

第十章の規定は、第十・二条及び第十・三条の規定に従い、政府調達協定附属書Iの日本国の付表の規定の適用を受ける調達に加え、第B節の規定の適用を受ける調達（同節2に規定する機関であつて、同節2において特定する特別の規則の適用を受けるものによる調達を除く。）について適用すること等を定める。

(i) 政府調達協定附属書Iの日本国の付表2（地方政府の機関）に関連する調達（第B節1）

a 第十章の規定は、政府調達協定附属書Iの日本国の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの熊本市及び地方独立行政法人（二十十八年二月一日の時点で八十九団体が該当）による調達について適用すること、当該調達の基準額については同附属書の日本国の付表2に定める基準額とすること等を定める。

b 発電、送電又は配電に関連する調達であつて、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2に掲げる地方政府の機関（二十十八年二月一日の時点で二十八機関が該当）又は熊本市によるものについて、第十章の規定を適用すること、当該調達の基準額については同付表に定める基準額とすること等を定める。

(ii) 中核市による調達（第B節2）

中核市による公開入札を用いた調達（建設サービスの調達を除く。）に関し、欧州連合の供給者は、現地で設立された供給者に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられること、第十章に定めるいかなる義務も、中核市については、適用しないこと、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2（同付表に関する注釈を含む。）に掲げる機関が調達する物品及びサービスの基準額及び適用範囲と同一のものを適用すること等を定める。

(iii) 政府調達協定附属書Iの日本国の付表3（その他の機関）に関連する調達（第B節3）

a 政府調達協定附属書Iの日本国の付表3のB群に掲げる機関による物品及びサービスの調達に関し、物品については十万特別引出権、同附属書の日本国の付表5において特定するサービス（建設サービスに関連する建築のためのサービス、

エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。)については十万特別引出権の基準額をそれぞれ適用することを定める。

b 政府調達協定附属書 I の日本国の付表 4 から付表 6 までにおいて特定する物品及びサービスの調達であつて、独立行政法人農林漁業信用基金等六の機関によるものについて、物品については十万特別引出権、同附属書の日本国の付表 5 において特定するサービス(建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。)については十万特別引出権の基準額をそれぞれ適用すること等を定める。

(iv) 運送における運送上の安全に関連する物品及びサービスの調達(第 B 節 4)

運送における運送上の安全に関連する物品及びサービスの調達に関し、政府調達協定附属書 I の日本国の付表 2 に掲げる機関による調達であつて、同付表に関する注釈 4 の規定の適用を受けるもの(注 1)及び同附属書の日本国の付表 3 に掲げる機関による調達であつて、同付表に関する注釈 3 の注 a の規定の適用を受けるもの(注 2)については、欧州連合の供給者に開放されること並びにこの約束は協定の効力発生の日の後一年を経過した日又は二十九年七月六日のうちいずれか遅い方の日に、効力を生ずることを定める。

(注 1) 当該調達の基準額については、政府調達協定附属書 I の日本国の付表 2 に定める基準額とする。

(注 2) 当該調達に関し、物品及びサービス(建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。)の調達の基準額については、四十万特別引出権とする。

(v) サービス(第 B 節 5)

a 政府調達協定附属書 I の日本国の付表 1 に掲げる機関による調達については、電気通信に関連するサービス、保険(再保険を含む。)及び年金基金サービス(強制加入の社会保障サービスを除く。)、管理職あつせんサービス等のサービス

b 政府調達協定附属書 I の日本国の付表 2 に掲げる機関及び熊本市による調達については、飲料提供サービス、農業用機器(運転者を伴わないもの)の賃貸サービス、家具その他家庭用の器具の賃貸サービス等のサービス

(e) 地理的表示に関する両締約国の法令について定める(附属書十四 A)。

(ウ) 協定に基づき保護する両締約国の農産品及び酒類の地理的表示の表について定める。これにより、日本国は欧州連合の地理的表示（農産品についてはシュタイリッシャー・クレン等七十一件、酒類についてはインレンダーム等百三十九件）を保護し、欧州連合は日本国の地理的表示（農産品についてはあおもりカシス等四十八件、酒類については壱岐等八件）を保護する。（附属書十 四―B）

(ク) 欧州連合との間で関税同盟を設定している第三国の一部の国について、欧州連合との間で特恵的な協定が効力を生じている国との間で特恵的な協定を締結する義務を想起すること等を定める（附属書二十三）。

### 三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、所要の関係法律の整備に関する法律案が今次国会に提出されることとなっている。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は、必要としない。